

比婆道後帝釈国定公園  
(島根・広島県地域)

指 定 書  
及 び  
公 園 計 画 書

平成 15 年 3 月 25 日

環 境 省 告 示 第 30 号

# 目 次

1	基本方針	22
2	保護計画	26
	ア 特別地域	26
	（ア）第1種特別地域	28
	（イ）第2種特別地域	32
	（ウ）第3種特別地域	38
	イ 面積内訳	44
	（ア）地域地区別土地所有別面積（変更後）	44
	（イ）地域地区別市町村別面積	46
3	利用計画	48
	（1）利用施設計画	48
	ア 集団施設地区	48
	イ 単独施設	56
	ウ 道路	58
	（ア）車道	58
	（イ）歩道	60
4	参考事項面	96
	（1）指定植物	96
	（2）過去の経緯	97
	（3）公園区域及び公園計画の変更一覧	98
	ア 公園区域及び保護規制計画	98
	イ 利用施設計	104
	（ア）集団施設地区	104
	（イ）単独施設	108
	（ウ）道路	110

比 婆 道 後 帝 釈 国 定 公 園  
(島根・広島県地域)

公 園 計 画 書  
(公 園 計 画 の 変 更)

## 1 基本方針

比婆道後帝釈国定公園は、鳥取・島根・広島にまたがる国定公園として昭和38年7月24日に指定され、全域が特別地域に地種区分されている。

広島県に所属する地区は、比婆山・道後山を中心とする中国山地中央部と、吉備高原面に位置する石灰岩台地を、帝釈川が侵食して生じた帝釈峽で構成されている。景観の特性としては、「怒涛のように押し寄せる山並み」として表現される中国山地中央部の山岳景観と、連続する奇岩・岩峯・大岸壁、及び人工湖による帝釈峽の峽谷景観がみられることである。

中国山地地区は、標高1,000mを越す比婆連山がその中心を成し、ブナ林を主体とする落葉広葉樹林と、クリ・シデ等の優占する中間温帯林で占められている。代表的な植生として、太平洋型と日本海型の両要素を併せもつ「比婆山のブナ純林」がある。また、中国地方の地形を特徴づける3つの侵食面のうち、道後山面と呼ばれる高位面が広く分布し、放牧や風雪を成因とする山頂草原が発達して典型的な高原景観を各地に形成する。これらの要素があいまって保護及び利用面を規定してきたが、近年この地域の降雪量と優れた雪質を活用したスキー利用が増大し、4季型の公園利用の核の形成が進んでいる。

帝釈峽地区は石灰岩台地の峽谷で、清流・湖水・大峽谷が周辺植生と調和して種々の相観を示しており、また太古の人類の遺蹟としても有名である。観光地として早くから開けた場所であるが、峽谷部は狭隘で収容力が小さく、利用面では限界に達しているため、最近では周辺部を含む台地面の利用が進んでおり、公園計画上の対応が求められている。

なお、国定公園周辺部には大規模なレクリエーション施設の立地がみられているが、比婆山地区公園利用の中心部とも云うべき六の原地区は、広島県の県民の森として保護及び利用が計画的に実施され、一部では国定公園の集団施設地区の代替機能をもっている。しかし、その大部分は公園区域外に当たっているため、公園区域を拡大してこの地区を編入し、一体的な取り扱いによる一層の整合性の確保を図る必要がある。

再検討に当たっては、「国立公園計画の再検討要領」（昭和48年11月22日付け環自計第615号）に準ずるとともに、下記に示す方針にのっとり、それぞれの地区の特性に適合した取り扱いを図るものとする。

### 記

#### (1) 保護計画（保護規制計画）

##### ア 特別地域の区域線及び地種区分線の明確化

特別地域の区域線及び地種区分線は全域について明確化を図るものとし、公園区域線の場合と同様の要領で設定する。

##### イ 特別地域の地種区分の変更

公園区域全域が特別地域である。地種区分については変更は行なわないこととする。比婆山地区において、新たに編入する県民の森を主とする地域については第2種特別地域とする。

## (2) 利用計画（利用施設計画）

当該国定公園の利用現況より、利用施設計画のみ行うこととし、利用規制計画は行わない。

国定公園指定後既に 39 年以上を経過しており、この地域における公園利用の形態には大きな変化がみられるので、再検討においては、各地区の特性と利用者の自然に対する志向及びニーズを勘案しながら、貴重な自然資源の保全の上にとって合理的な利用の進展が図られるものとする。

### ア 集団施設地区

当該国定公園の総合的な保護及び利用の観点から、集団施設地区の配置を再検討する。既存施設の再整備・活用を基本とし、それぞれの地区の特性の発揮による拠点性の拡充を図るものとする。

#### (ア) 池ノ段集団施設地区（削除）

この集団施設地区の主体施設の計画位置は、池の段及び竜王山の山頂部に予定されていたが、当該位置はこの地域の風致景観を保全する上で重要な場所に該当しているため、公園計画から削除する。

既存竜王山野営場については、拡充整備を行う。

#### (イ) 六の原集団施設地区（新設）

公園区域を拡大して新規の編入を計画する県民の森の中心を成す地区である。比婆山山麓の谷間に開けた場所で、利用施設の集積に適しており、当初から池の段集団施設地区の代替的機能をもつ地区として整備されてきた。

広島県内では最も分布域の広いブナ林を周辺に有することと最高の雪質を有すること等、その特性を活かした利用拠点としての整備拡充を図るものとする。

#### (ウ) 道後山集団施設地区

高位面の高原に位置し、簡易な野営場のほか、民営による宿舎・スキー場等が整備されており、これらの既存施設を中心とする集団施設地区として、利用拠点の整備を図る。

#### (エ) 帝釈峡集団施設地区

休暇村として帝釈峡利用における拠点施設としての機能を有しており、京阪神地域の利用者の受け入れと、峡谷部の中心地である犬瀬地区との一層の連携等により、拠点性の向上を図るものとする。

#### (オ) 吾妻山集団施設地区

休暇村として当該国定公園最西端部にあり、島根県との交流の要衝に位置している。アクセスの条件整備が課題になっているので、周辺関連事業にも配慮しながら利用拠点としての整備拡充を図る。

イ 単独施設

全般にわたり、利用及び利用実績からの必要性、事業執行状況、及び地元の意向等を確認するとともに、実施の可能性及び風致景観に及ぼす影響等を勘案し、必要に応じて追加または削除を行うものとする。

ウ 道路

単独施設と同様に必要に応じて追加または削除を行うものとするが、特に風致景観に対する影響については慎重に配慮するとともに、他事業による関連道路計画等も把握して対処するものとする。

(p25空頁)

2 保護計画

保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表1：特別地域総括表)

県名	区 域	面積 (ha)
島根県	仁多郡横田町内 国有林島根森林管理署 1002林班、1003林班及び1005林班の全部 1037林班、1038林班、1043林班、1045林班の各一部  仁多郡横田町 大字竹崎、大字大呂、大字八川及び大字大馬木の各一部	1,637
	小 計	1,637 〔国 345〕 〔公 0〕 〔私 1,292〕
広島県	神石郡油木町内 国有林広島森林管理署福山事務所115林班の一部  神石郡油木町 大字新免の一部	73
	神石郡神石町 大字相渡及び大字永野の各一部	476
	比婆郡西城町内 国有林広島北部森林管理署1林班から4林班まで及び6林班の各一部  比婆郡西城町 大字熊野、大字小鳥原、大字三坂及び大字油木の各一部	2,423



県名	区 域	面積 (ha)
広島県	比婆郡東城町 大字小奴可、大字帝釈宇山、大字帝釈未渡及び大字三坂の各一部	1, 8 3 1
	比婆郡比和町 大字三河内及び大字森脇の各一部	5 3 9
	小 計	5, 3 4 2 〔国 130 公 1,602 私 3,610〕
(鳥取県)	日野郡日高町 大字湯河の一部	1, 4 3 7
	小 計	1, 4 3 7 〔国 0 公 0 私 1,437〕
合 計		8, 4 1 6 〔国 475 公 1,602 私 6,339〕

(鳥取県については、過去の計画書の記述を記載。)

(ア) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表2：第1種特別地域総括表)

県名	区 域	面積 (ha)												
島根県	仁多郡横田町内 国有林島根森林管理署 1003林班、1005林班の各一部	16												
	仁多郡横田町 大字大馬木の一部													
	小 計	<table style="border-collapse: collapse; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="border: none;">(</td><td style="border: none;">16</td><td style="border: none;">)</td></tr> <tr><td style="border: none;">国</td><td style="border: none;">4</td><td style="border: none;"></td></tr> <tr><td style="border: none;">公</td><td style="border: none;">0</td><td style="border: none;"></td></tr> <tr><td style="border: none;">私</td><td style="border: none;">12</td><td style="border: none;"></td></tr> </table>	(	16	)	国	4		公	0		私	12	
(	16	)												
国	4													
公	0													
私	12													
広島県	神石郡神石町 大字相渡及び大字永野の各一部	112												
	比婆郡西城町 大字熊野、大字三坂及び大字油木の各一部	112												
	比婆郡東城町 大字小奴可、大字帝釈宇山、大字帝釈未渡及び大字三坂の各一部	150												
	比婆郡比和町 大字三河内及び大字森脇の各一部	64												
	小 計	<table style="border-collapse: collapse; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="border: none;">(</td><td style="border: none;">438</td><td style="border: none;">)</td></tr> <tr><td style="border: none;">国</td><td style="border: none;">0</td><td style="border: none;"></td></tr> <tr><td style="border: none;">公</td><td style="border: none;">174</td><td style="border: none;"></td></tr> <tr><td style="border: none;">私</td><td style="border: none;">264</td><td style="border: none;"></td></tr> </table>	(	438	)	国	0		公	174		私	264	
(	438	)												
国	0													
公	174													
私	264													

県名	区 域	面積 (ha)
(鳥 取 県)	日野郡日南町 大字湯河の一部	22
	小 計	22 (国 0) (公 0) (私 22)
合 計		476 (国 4) (公 174) (私 298)

(鳥取県については、過去の計画書の記述を記載。)

(表 3 : 第 1 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
船通山	島根県仁多郡横田町内 国有林島根森林管理署 1003 林班、1005 林班の各一部
吾妻山	島根県仁多郡横田町 大字大馬木の一部  広島県比婆郡比和町 大字三河内及び大字森脇の各一部
比婆山	広島県比婆郡西城町 大字熊野及び大字油木の各一部  広島県比婆郡比和町 大字三河内の一部
道後山 (広島県側)	広島県比婆郡西城町 大字三坂の一部  広島県比婆郡東城町 大字小奴可の一部
帝釈峽	広島県神石郡神石町 大字相渡及び大字永野の各一部  広島県比婆郡東城町 大字帝釈宇山、大字帝釈未渡及び大字三坂の各一部
※道後山 (鳥取県側)	鳥取県日野郡日南町 大字湯河の一部
合	計

地区の概要	面積 (ha)
<p>かつては山頂付近の高さに緩斜平坦面が広く展開されていたなだらかな頂上付近にはシバ草原が広がっている。みごとなカタクリ群落があって貴重であり、これを求めて訪れる登山者も多く、適正な保護を図るものとする。</p>	4
<p>標高約1,000m以上の高位面にある。尾根筋に形成された低木層からなる山頂型叢生地や山麓のシバ草原と、古代製鉄の遺構である溜池や水路とが調和した特殊な景観を構成しており、適正な保護を図るものとする。</p>	66
<p>広島県内では数少ないブナ自然林が残された地区であり、太平洋型と日本海型の両要素を有するブナ林として学術的価値が高く、「比婆山のブナ純林」として国の天然記念物に指定されている。また、烏帽子山や池の段等には山頂草原が広がっている。優れた景観と雄大な神話伝説に恵まれており、適正な保護を図るものとする。</p>	110
<p>中国山地の高位面が道後山面と呼称されるとおり、山頂部には広大な平坦地が形成されており、放牧により生成した低木群落とシバ群落の優先する代表的な山地放牧景観は雄大である。低木群落ではタニウツギ・イワカガミ群落が多く分布し、ヤマツツジ群落もよく発達して初夏を彩っている。またシラタマノキの分布南限域にあたるなど、学術的にも貴重であり、適正な保護を図るものとする。</p>	41
<p>石灰岩台地を帝釈川が侵食して生じた深くて大きな峡谷である。連続する巨大な岸壁・岩峰・奇岩と、発達したケヤキ群落等の溪畔林が調和して優れた景観を呈しており、人造湖による溪谷景観も風光明媚である。また天然橋として価値の高い雄橋や、全国屈指の豊富さを誇る石灰岩地帯特有の植物群落等は学術的に非常に貴重であり、適正な保護を図るものとする。</p>	233
<p>過去の計画書に記載なし</p>	12
	<p>476  ( 国 4 )  ( 公 174 )  ( 私 298 )</p>

※道後山（鳥取県側）については、過去の計画書から記載。

(イ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表4：第2種特別地域総括表)

県名	区域	面積 (ha)						
島根県	仁多郡横田町内 国有林島根森林管理署1003林班の一部	854						
	仁多郡横田町 大字竹崎、大字八川、大字大馬木の各一部							
	小計	854 <table style="border: none; margin-left: 20px;"> <tr><td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">国</td><td style="border: none;">17</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">公</td><td style="border: none;">0</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">私</td><td style="border: none;">837</td></tr> </table>	国	17	公	0	私	837
国	17							
公	0							
私	837							
広島県	神石郡油木町内 国有林広島森林管理署福山事務所 115林班の一部	73						
	神石郡油木町 大字新免の一部							
	神石郡神石町 大字相渡及び大字永野の各一部	364						
	比婆郡西城町 大字熊野、大字三坂及び大字油木の各一部	1,692						
	比婆郡東城町 大字小奴可、大字帝釈宇山、大字帝釈未渡及び 大字三坂の各一部	1,518						

県名	区域	面積 (ha)
広島県	比婆郡比和町 大字三河内及び大字森脇の各一部	438
	小計	4,085 〔国 3 公 911 私 3,175〕
(鳥取県)	日野郡日南町 大字上萩山、大字豊栄、大字新屋及び大字湯河の一部	834
	小計	834 〔国 0 公 0 私 834〕
合計		5,773 〔国 20 公 911 私 4,842〕

(鳥取県については、過去の計画書の記述を記載。)

(表5：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域
船通山	島根県仁多郡横田町 国有林島根森林管理署 1003 林班の一部  島根県仁多郡横田町 大字竹崎の一部
三井野原	島根県仁多郡横田町 大字八川の一部  広島県比婆郡西城町 大字油木の一部
吾妻山	島根県仁多郡 大字大馬木の一部  広島県比婆郡比和町 大字三河内及び大字森脇の各一部
比婆山	広島県比婆郡西城町 大字熊野及び大字油木の各一部 広島県比婆郡比和町 大字三河内の一部
道後山 (広島県側)	広島県比婆郡西城町 大字三坂の一部  広島県比婆郡東城町 大字小奴可の一部



地区の概要	面積 (ha)
<p>第3回自然環境保全基礎調査において、特定植物群落に指定された良好な状態のブナ林が残されている。また、カラスシジミ、フジミドリシジミやヤマタカマイマイなど限られた環境にのみ生息する昆虫や貝類が生息しており、適正な保護を図るものとする。</p>	115
<p>中心地区は、鳥取・島根・広島3県の県境に当たる三国山の西北斜面中腹に拓けた平坦地で、農地としての開拓が進み、スキー場施設等も整備されている。中央部を国道314号やJR木次線が通っており、周辺部はクリ・ミズナラ群落広がっており主として自然林の保全による風致の維持を図る一方、農林業との調整を図るものとする。</p>	324
<p>吾妻山山麓一帯のブナ群系の落葉広葉樹林で覆われている。特に、池の原の南側斜面にはサワグルミの群落が残存しており、学術的にも貴重である。また、吾妻山の利用拠点でもあることより、利用施設の整備に留意しながら、風致景観の保全を図るものとする。</p>	640
<p>比婆山連峰の山麓一帯で、主としてブナ・ミズナラ・クリ・シデ等の落葉広葉樹林からなっているが、一部には人為によるシバ草原や人工林もみられる。また、竜王山付近には過去の火山活動を示す噴火口の露頭や、玄武岩質の溶岩による地表がみられ、学術的に貴重である。新規に公園区域に編入する県民の森には利用施設の集積がみられ、集団施設地区として計画されているので、利用施設の整備に留意しながら、自然林の保全による風致景観の向上を図るものとする。</p>	1,035
<p>道後山の中腹から山麓一帯にわたる地区で、一部に高位面の平坦地や急傾斜の谷がみられる。植生はクリ・コナラ・シデ・ブナ等の落葉広葉樹林と人工林からなっており、林内の随所に古代製鉄の遺構がみられる。岩樋山の西斜面にはスキー場や宿舍等の利用施設の集積があり、集団施設地区が計画されている。これらの計画と林業活動の調整に留意しながら、自然林の保全と風致景観の向上を図るものとする。</p>	1,063

名 称	区 域
帝釈峽	<p>広島県神石郡油木町 国有林広島森林管理署福山事務所115林班の一部</p> <p>広島県神石郡油木町 大字新免の一部</p> <p>広島県神石郡神石町 大字相渡及び大字永野の各一部</p> <p>広島県比婆郡西城町 大字三坂の一部</p> <p>広島県比婆郡東城町 大字小奴可、大字帝釈宇山、大字帝釈未渡及び大字三坂の各一部</p>
船通山（鳥取県側）	<p>日野郡日南町 大字上荻山の一部</p>
道後山（鳥取県側）	<p>日野郡日南町 大字上荻山、大字豊栄、大字新屋及び大字湯河の各一部</p>
<p>合 計</p>	

地区の概要	面積 (ha)
<p>帝釈峡周辺の石灰岩台地であり、ドリーネやウバーレ等のカルスト地形が随所に見られる。ケヤキやコナラ等の落葉広葉樹林と人工林が入り交じり、随所に集落が発達しており、利用拠点としての集団施設地区が設置されている。したがって利用施設の整備と林業活動の調整に留意しながら、自然林の保全と風致景観の向上を図るものとする。</p>	1,500
(過去の計画書に記載なし)	330
(過去の計画書に記載なし)	504
	5,773 ( 国 20 ) ( 公 911 ) ( 私 4,842 )

※船通山（鳥取県側）、道後山（鳥取県側）については、過去の計画書から記載。

(ウ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表6：第3種特別地域総括表)

県名	区域	面積 (ha)
島根県	仁多郡横田町内 国有林島根森林管理署 1002林班、1003林班、1005林班、1043林班、 1037林班、1038林班、1039林班の各一部  仁多郡横田町 大字竹崎、大字大呂、大字八川、大字大馬木 の各一部	767
	小計	767 (国 324) (公 0) (私 443)
広島県	比婆郡西城町内 国有林広島北部森林管理署 1林班から4林班まで及び6林班の各一部  比婆郡西城町 大字小鳥原、大字三坂及び大字油木の各一部	819
	比婆郡東城町 大字小奴可の一部	163
	比婆郡比和町 大字三河内の一部	37
	小計	819 (国 127) (公 517) (私 175)

県名	区域	面積 (ha)
(鳥取県)	日野郡日南町 大字上萩山、大字豊栄、大字新屋及び大字湯河 の各一部	581
	小計	581 $\left( \begin{array}{r} \text{国} \quad 0 \\ \text{公} \quad 0 \\ \text{私} \quad 581 \end{array} \right)$
合計		2,167 $\left( \begin{array}{r} \text{国} \quad 451 \\ \text{公} \quad 517 \\ \text{私} \quad 1,199 \end{array} \right)$

(鳥取県については、過去の計画書の記述を記載。)

(表 7 : 第 3 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
船通山	鳥取県仁多郡横田町内 国有林島根森林管理署 1002 林班、1003 林班、1005 林班の各一部
船通山・三井野原連絡 (島根県側)	島根県仁多郡横田町内 国有林島根森林管理署 1043 林班、1045 林班の各一部  島根県仁多郡横田町 大字竹崎、大字大呂、大字八川の各一部
三井野原・吾妻山連絡	島根県仁多郡横田町内 国有林島根森林管理署 1037 林班、1038 林班、1039 林班の各一部  島根県仁多郡横田町 大字八川、大字大馬木の各一部  広島県比婆郡西城町内 国有林広島北部森林管理署 6 林班の一部
烏帽子山山麓	島根県仁多郡横田町 大字大馬木の一部 (県行造林)
吾妻山・比婆山・竜王山	広島県比婆郡西城町 大字油木の一部  広島県比婆郡比和町 大字三河内の一部
三井野原・道後山連絡 (広島県側)	広島県比婆郡西城町内 国有林広島北部森林管理署 1 林班から 4 林班までの各一部  広島県比婆郡西城町 大字小鳥原及び大字三坂の各一部

地区の概要	面積 (ha)
<p>国有林であり、針葉樹の人工林と広葉樹の天然林とが混在している。船通山登山者などに利用されており、保護と利用の調整を図りつつ、また、林業活動にも配慮しながら風致の保全を図るものとする。</p>	199
<p>鳥取・島根及び広島・島根県境の稜線で、一部国有林、県営林地、開発公団造林地を含み、針葉樹の人工林とブナ・ミズナラ群落など広葉樹の天然林とが混在している。林業活動に配慮しながら風致の保全を図るものとする。</p>	355
<p>島根・広島県境沿いの稜線部で、国有林であり、ヒノキの人工林である。三井野原地区と吾妻山・比婆山地区との連絡機能を果たすとともに稜線部の景観の保全を図るものとする。</p>	391
<p>烏帽子山山麓の県行造林地であり、針葉樹の人工林と広葉樹の天然林とが混在している。林業活動に配慮しながら風致の保全を図るものとする。</p>	20
<p>比婆山周辺の官行造林地、県営林地で、スギやヒノキの人工林である。林業活動に配慮をしながら、景観の保全を図るものとする。</p>	30
<p>鳥取・広島県境、島根・広島県境沿いの稜線部で、一部には国有林、官行造林地、県行造林地があり、主にスギやヒノキの人工林となっている。三井野原地区と道後山地区との連絡機能を果たすとともに稜線部の景観の保全を図るものとする。</p>	235

名 称	区 域
道後山（広島県側）	広島県比婆郡東城町 大字小奴可の一部
※道後山（鳥取県側）	鳥取県日野郡日南町 大字湯河、大字豊栄及び大字新屋の各一部
※船通山・道後山連絡 （鳥取県側）	鳥取県日野郡日南町 大字上萩及び大字新屋の各一部
合 計	



地区の概要	面積 (ha)
道後山南麓の県営林地であり、スギやヒノキの人工林である。林業活動に配慮しながら、景観の保全を図るものとする。	163
過去の計画書に記述なし	115
過去の計画書に記述なし	466
	2,167 ( 国 451 ) ( 公 517 ) ( 私 1,199 )

※道後山（鳥取県側）、船通山・道後山連絡（鳥取県側）については、過去の計画書の数値を記載。

イ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積

(表 8 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

地 域 区 分		特 別					
		特別保護地区			第 1 種		
地 種 区 分		国	公	私	国	公	私
土 地 所 有 別		国	公	私	国	公	私
(鳥 取 県)	土地所有別面積	0	0	0	0	0	22
	地種区分別面積				22		
	地域地区別面積	0					
	地域別面積						
島 根 県	土地所有別面積	0	0	0	4	0	12
	地種区分別面積				16		
	地域地区別面積	0					
	地域別面積						
広 島 県	土地所有別面積	0	0	0	0	174	264
	地種区分別面積				438		
	地域地区別面積	0					
	地域別面積						
合 計	土地所有別面積	0	0	0	4	174	298
	地種区分別面積 (比率)				476 (5.7)		
	地域区分別面積 (比率)	0 (0.0)					
	地域別面積 (比率)						

(単位：面積 ha, 比率%)

地 域						合 計		
第 2 種			第 3 種					
国	公	私	国	公	私	国	公	私
0	0	834	0	0	581	0	0	1,437
834			581					
						1,437		
						1,437		
17	0	837	324	0	443	345	0	1,292
854			767					
						1,637		
						1,637		
3	911	3,171	127	517	175	130	1,602	3,610
4,085			819					
						5,342		
						5,342		
20	911	4,842	451	517	1,199	475	1,602	6,339
5,773 (68.6)			2,167 (25.7)					
						8,416 (100.0)		
						8,416 (100.0)		

## (イ) 地域地区別市町村別面積

(表9：地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区 市町村名			現 行					合計 陸域(A)
			特 別 地 域					
			特保	第1種	第2種	第3種	小計	
鳥 取 県	日野郡	日南町	0	22	834	581	1,437	1,437
	小 計		0	22	834	581	1,437	1,437
島 根 県	仁多郡	横田町	0	16	880	762	1,658	1,658
	小 計 (増 減)		0	16	880	762	1,658	1,658
広 島 県	神石郡	油木町	0	0	73	0	73	73
		神石町	0	112	364	0	476	476
	比婆郡	西城町	0	114	1,391	600	2,105	2,105
		東城町	0	140	1,189	202	1,531	1,531
		比和町	0	98	381	49	528	528
	小 計 (増 減)		0	464	3,398	851	4,713	4,713
(増 減)								
合 計		0	502	5,112	2,194	7,808	7,808	

(単位 : ha)

変 更 後					増 減	
特 別 地 域					合 計 陸域(B)	陸 域 (B-A)
特保	第1種	第2種	第3種	小計		
0	22	834	581	1,437	1,437	0
0	22	834	581	1,437	1,437	0
0	16	854	767	1,637	1,637	△21
0	16	854 (△26)	767 (5)	1,637 (△21)	1,637	△21
0	0	73	0	73	73	0
0	112	364	0	476	476	0
0	112	1,692	619	2,423	2,423	318
0	150	1,518	163	1,831	1,831	300
0	64	438	37	539	539	11
0	438 (△26)	4,085 (687)	819 (△32)	5,342 (629)	5,342 (629)	629
0	△26	661	27	608	8,416	608
0	476	5,773	2167	8,416		

### 3 利用計画

#### (1) 利用施設計画

##### ア 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表10：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標
1	六の原	広島県比婆郡西城町 大字油木の一部	比婆山山麓の六の原とその周辺地区で構成され、広島県立県民の森の中心地として比婆山地区の利用拠点となっている。周辺には1,000m級の比婆山連峰が連なり、「比婆山のブナ純林」をはじめとする自然度の高い落葉広葉樹が広く分布している。また、積雪は量、質ともに恵まれた条件を備えている。これらの特性を活かして、自然探勝・自然教育・山岳スポーツ等を対象とする野外活動の場としての拠点性を拡充し、4季型で滞在型の利用の促進を図るものとする。

整備計画区 及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)			旧計画との 関係
六の原整備計画区	様々な野外・レクリエーション活動の地区とする。公園施設として、既存の公益施設である県民の森公園センター、宿泊施設、野営場及び園地を含め、公園機能の拡充を図る。野営場（オートキャンプ場）、駐車場、遊歩道の整備を行ない、機能の増進を図る。また、スキー場の整備を行ない、冬季利用の推進を図る。	105.3			新規
道路 (車道・歩道)	県民の森内の主要道路として整備し、本集団施設地区へのアクセス機能の向上を図るとともに、利用者の散策等に資する道路を整備する。				
給排水施設	集水施設、上水道の整備や排水施設の整備を行なう。				
面積計		国	公	私	
		0.0	105.3	0.0	
		105.3			

番号	名称	区域	計画目標
2	道後山	広島県比婆郡西城町 大字三坂の一部	<p>岩樋山西部の中腹に開けた緩斜面を中心とした高原特有の快適要素の強い地区であり、道後山利用の拠点となっている。</p> <p>後背地には道後山を中心とする高位面の広大な山頂草原を控えており、自然休養・自然探勝・自然観察とともに、積雪寒冷地の条件を活かしたスキー利用等を対象とした利用拠点とする。</p>



整備計画区 及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)			旧計画との 関係
道後山整備計画区	<p>散策や野営等の活動の地区とする。自然歩道の整備とともに案内標識の整備、園地の整備を行なう。また、野営場の整備やその他の付帯施設(トイレ等)の整備を行い、新たな利用の推進を図る。</p> <p>スキー場利用を中心として、宿泊施設や駐車場の整備を行ない、冬季利用の推進を図る。</p>	156.35			昭和38.7.24 厚生省告示 第330号
道路 (車道・歩道)	道後山地区の主要道路として整備し、本集団施設地区へのアクセス機能の向上を図るとともに、利用者の散策等に資する道路を整備する。				
面積計		国	公	私	
		0.0	0.0	156.3	
		156.3			

番号	名称	区域	計画目標
3	帝釈峽	広島県神石郡神石町 大字相渡及び大字永野 の各一部 広島県比婆郡東城町 大字三坂の一部	<p>帝釈峽中央部の石灰岩台地上に位置して、水平面での展望地点を有している。峽谷内には犬瀬を中心に民間施設の集積がみられ、これらと連携しながら休暇村としての機能を分担して、相互に利用拠点を形成している。</p> <p>周辺には名勝指定の帝釈峽や古代人の遺跡も多く、自然休養・自然探勝・自然観察等とともに、地域の特性を活かしたキャンプ・スポーツ等を対象とした整備を進め、総合的な滞在型の利用拠点の形成を図るものとする。</p> <p>なお、中国自動車道等の交通網整備により利用圏域が著しく拡大し、利用者のニーズが多様化しているため、整備にあたってはこれらにも留意するものとする。</p>

整備計画区 及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)			旧計画との 関係
帝釈峡整備計画区	様々な野外・レクリエーション活動の地区とし、宿泊利用の拠点とする。野営場における炊事棟の整備、大型車等の駐車場の整備を行ない、機能の増進を図る。また、既存施設(進入路等)の整備や管理棟等の維持修繕を行ない、新たな利用の推進を図る。	68.8			昭和38.7.24 厚生省告示 第330号  昭和47.10.18 環境庁告示 第47号 区域指定, 詳細計画
給排水施設	給水施設や排水施設の整備を行なう。				
面積計		国	公	私	
		0.0	68.8	0	
		68.8			

番号	名称	区域	計画目標
4	吾妻山	広島県比婆郡比和町 大字森脇の一部	<p>吾妻山南斜面に開けたシバ草原を中心とする展望の良好な地区である。なだらかな山容や古代製鉄遺蹟の溜め池がシバ草原と調和して、箱庭状の優美な景観を呈している。</p> <p>この代表的な景観としてのシバ草原を維持しながら、休暇村として山岳型の自然休養・自然探勝・自然観察等の利用を対象として、4季型の施設としての整備を図るものとする。</p> <p>なお、整備にあたっては交通条件の改善と高位面における繊細な立地条件に留意するものとする。</p>

整備計画区 及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)			旧計画との 関係
吾妻山整備計画 区	様々な野外・レクリエーション活動の地区とする。自然歩道と案内標識の整備、大型バスの乗り入れに対応するための駐車場整備、園地、トイレの整備を行ない、利用者の利便性の向上を図る。また、既存施設(管理棟等)の再整備や野営場における炊事棟等の維持修繕を行なう。	56.5			昭和47.10.18 環境庁告示 第47号 区域指定、 詳細計画  昭和52.6.1 環境庁告示 第29号 地割区分の 変更
道路 (車道・歩道)	吾妻山地区の主要道路として整備し、本集団施設地区へのアクセス機能の向上を図るとともに、利用者の散策等に資する道路を整備する。				
給排水施設	集水施設の整備や排水施設の整備を行なう。				
面積計		国	公	私	
		0.0	56.5	0.0	
		56.5			

イ 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表11：単独施設表)

番号	種類	位置
1	駐車場	島根県仁多郡横田町（竹崎）
2	園地	島根県仁多郡横田町（竹崎・船通山）
3	駐車場	島根県仁多郡横田町（八川・三井野原）
4	スキー場	島根県仁多郡横田町（八川・三井野原）
5	園地	島根県仁多郡横田町（八川・三井野原）
6	園地	島根県仁多郡横田町（大馬木・烏帽子山）
7	宿舎	島根県仁多郡横田町（大馬木・大膳原）
8	野営場	島根県仁多郡横田町（大馬木・大膳原）
9	園地	島根県仁多郡横田町（大馬木・大膳原）
10	野営場	広島県神石郡油木町（和宗）
11	園地	広島県神石郡神石町（永野）
12	園地	広島県神石郡神石町（犬瀬）
13	駐車場	広島県比婆郡東城町（三坂・神竜湖）
14	園地	広島県比婆郡東城町（帝釈未渡）
15	博物展示施設	広島県比婆郡東城町（帝釈未渡）
16	野営場	広島県比婆郡東城町（帝釈未渡）
17	野営場	広島県比婆郡西城町（熊野）
18	スキー場	広島県比婆郡比和町（池ノ段）

整備方針	旧計画との関係
船通山の利用者のための駐車場を整備する。	平成元.1.17 島根県告示第36号
船通山の利用拠点として園地を整備する。	昭和42.5.9 島根県告示第430号
三井野原の利用者のための駐車場を整備する。	昭和42.5.9 島根県告示第430号
三井野原の利用者のためのスキー場を整備する。	昭和42.5.9 島根県告示第430号
三井野原の利用拠点として園地を整備する。	昭和42.5.9 島根県告示第430号
風雨による浸食荒廃が進んでおり、保護の面からの利用を考慮して整備する。	昭和42.5.9 島根県告示第430号
大膳原の自然体験利用者のための施設として整備する。	昭和42.5.9 島根県告示第430号
大膳原の利用拠点として野営場を整備する。	昭和42.5.9 島根県告示第430号
大膳原の利用拠点として園地を整備する。	昭和42.5.9 島根県告示第430号
和宗地区の利用拠点として野営場を整備する。	新規
永野地区の利用者拠点として園地を整備する。	新規
犬瀬地区の利用拠点として園地を整備する。	平成2.3.26 広島県告示第382号
神竜湖地区の利用者のための駐車場を整備する。	昭和57.8.2 広島県告示第804号
帝釈峡地区の利用者拠点として園地を整備する。	新規
帝釈峡地区の自然解説のための施設として園地を整備する。	平成2.10.4 広島県告示第1019号
上帝釈地区の利用者拠点として野営場を整備する。	平成2.10.4 広島県告示第1019号
竜王山の利用者のための野営場として整備する。	池の段集団施設地区の削除に伴い単独施設に変更
池ノ段地区の利用拠点としてスキー場を整備する。	昭和62.8.1 広島県告示第732号

ウ 道路

(ア) 車道

車道は次のとおりとする。

(表12: 道路(車道)表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
1	出雲西城線	起点—島根県仁多郡横田町 (八川・県境界) 終点—広島県比婆郡西城町 (油木・国定公園境界)	三井野原
2	大峠線	起点—島根県仁多郡横田町 (大馬木・国定公園境界) 終点—島根県仁多郡横田町 (大馬木・三の渡)	
3	竜王山線	起点—広島県比婆郡西城町 (熊野・国定公園境界) 終点—広島県比婆郡西城町 (油木・竜王山)	立烏帽子 駐車場
4	多里三坂線	起点—鳥取県日野郡日南町 (湯河・国定公園境界) 終点—広島県比婆郡西城町 (三坂・国定公園境界)	道後山
5	庄原新見線	起点—広島県比婆郡東城町 (帝釈未渡・国定公園境界) 終点—広島県比婆郡東城町 (帝釈宇山・国定公園境界)	帝釈
6	三原東城線	起点—広島県神石郡神石町 (相渡・国定公園境界) 終点—広島県比婆郡東城町 (帝釈三坂・国定公園境界)	犬瀬



整備方針	旧計画との関係
<p>三井野原地区利用のルートとして整備する。</p> <p>(国道314号)</p>	<p>昭和38.7.24 厚生省告示 第330号</p>
<p>吾妻山利用のルートとして整備する。</p> <p>(主要地方道玉湯吾妻山線)</p>	<p>大峠大膳原線を 区間・名称変更 昭和38.7.24 厚生省告示 第330号</p>
<p>一般県道比婆山公園線から竜王山、立烏帽子山への連絡ルートとして整備する。</p>	<p>新規</p>
<p>道後山地区の利用拠点である道後山集団施設地区への連絡ルートとして整備する。</p> <p>(一般県道道後山公園線)</p>	<p>昭和38.7.24 厚生省告示 第330号</p>
<p>上帝釈峽地区利用のルートとして整備する。</p> <p>(主要地方道庄原東城線)</p>	<p>昭和38.7.24 厚生省告示 第330号</p>
<p>犬瀬地区利用のルートとして整備する。</p> <p>(主要地方道三原東城線)</p>	<p>昭和38.7.24 厚生省告示 第330号</p>

## (イ) 歩道

歩道は次のとおりとする。

(表13: 道路(歩道)表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1	竹崎五木線	起点—島根県仁多郡横田町 (竹崎・国定公園境界) 終点—鳥取県日野郡日南町 (上荻山・国定公園境界)	鳥上滝 船通山
2	船通山登山線	起点—島根県仁多郡横田町 (竹崎・国定公園境界) 終点—島根県仁多郡横田町 (竹崎・歩道合流点)	
3	三井野原出雲峠線	起点—島根県仁多郡横田町 (八川・三井野原) 終点—島根県仁多郡横田町及び広島県比婆郡西城町(出雲峠・歩道合流点)	毛無山
4	中国自然歩道線	起点—広島県比婆郡比和町 (大膳原・県境界) 終点—広島県比婆郡西城町 (熊野・国定公園境界) 起点—広島県比婆郡比和町 (鳥帽子山西鞍部・歩道分岐点) 終点—広島県比婆郡比和町 (吾妻山・歩道合流点) 起点—広島県比婆郡西城町 (鳥帽子山・歩道分岐点) 終点—広島県比婆郡西城町 (出雲峠・歩道合流点) 起点—広島県比婆郡東城町 (帝釈未渡・国定公園境界) 終点—広島県神石郡神石町 (山方・国定公園境界) 起点—広島県神石郡神石町 (犬瀬・歩道分岐点) 終点—広島県比婆郡東城町 (向谷・国定公園境界) 起点—広島県比婆郡東城町 (宇那田・国定公園境界) 終点—広島県神石郡神石町 (市場・国定公園境界)	鳥帽子山 比婆山 竜王山 吾妻山 吾妻山 吾妻山国民休暇村 神竜湖 帝釈峽 帝釈峽 帝釈峽国民休暇村 野方

整備方針	旧計画との関係
船通山利用のための歩道として整備する。	昭和38.7.24 厚生省告示 第330号
船通山利用者の登山路反復利用を避けるため整備する。	昭和42.5.9 島根県告示 第430号
国定公園を縦走するための歩道として整備する。	平成4.8.26 環境庁告示 第65号
中国自然歩道として整備する。	平成4.8.26 環境庁告示 第65号  公園区域の追加 に伴い一部区間 を追加。

番号	路線名	区 間	主要経過地
5	三井野原道後山線	起点－広島県比婆郡西城町 (三国山・県境界) 終点－広島県比婆郡東城町 (道後山)	三国山
6	下帝釈線	起点－広島県神石郡油木町 (新免・国定公園境界) 終点－広島県神石郡神石町 (山方・歩道合流点)	神龍湖 帝釈峽
7	犬瀬周遊線	起点－広島県比婆郡東城町 (三坂・神竜湖駐車場) 終点－広島県神石郡神石町 (相渡)	
8	六の原伊良谷山線	起点－広島県比婆郡西城町 (六の原・集団施設地区) 終点－広島県比婆郡西城町 (伊良谷山東・歩道分岐点)	
9	六の原毛無山線	起点－広島県比婆郡西城町 (六の原・歩道分岐点) 終点－広島県比婆郡西城町 (毛無山西・歩道合流点)	
10	六の原比婆山線	起点－広島県比婆郡西城町 (六の原・集団施設地区) 終点－広島県比婆郡西城町 (比婆山・歩道合流点)	
11	六の原立烏帽子山線	起点－広島県比婆郡西城町 (六の原・集団施設地区) 終点－広島県比婆郡西城町 (立烏帽子駐車場北・中国自然歩道合流点)	

整備方針	旧計画との関係
<p>国定公園を縦走するための歩道として整備する。</p>	<p>昭和38.7.24 厚生省告示 第330号</p>
<p>国定公園を縦走するための歩道として整備する。</p>	<p>平成4.8.26 環境庁告示 第330号</p>
<p>犬瀬地区の周遊機能を有する歩道として整備する。</p>	<p>昭和60.3.11 広島県告示 第248号</p>
<p>県民の森内の周遊機能を有する歩道として整備する。</p>	<p>新規</p>
<p>県民の森内の周遊機能を有する歩道として整備する。</p>	<p>新規</p>
<p>県民の森内の周遊機能を有する歩道として整備する。</p>	<p>新規</p>
<p>県民の森内の周遊機能を有する歩道として整備する。</p>	<p>新規</p>

# 比婆道後帝釈国定公園 (地区配置図)

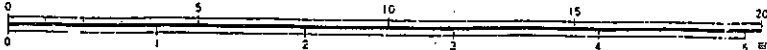
(船通山・三井野原地区)

(比婆山地区)

(道後山地区)

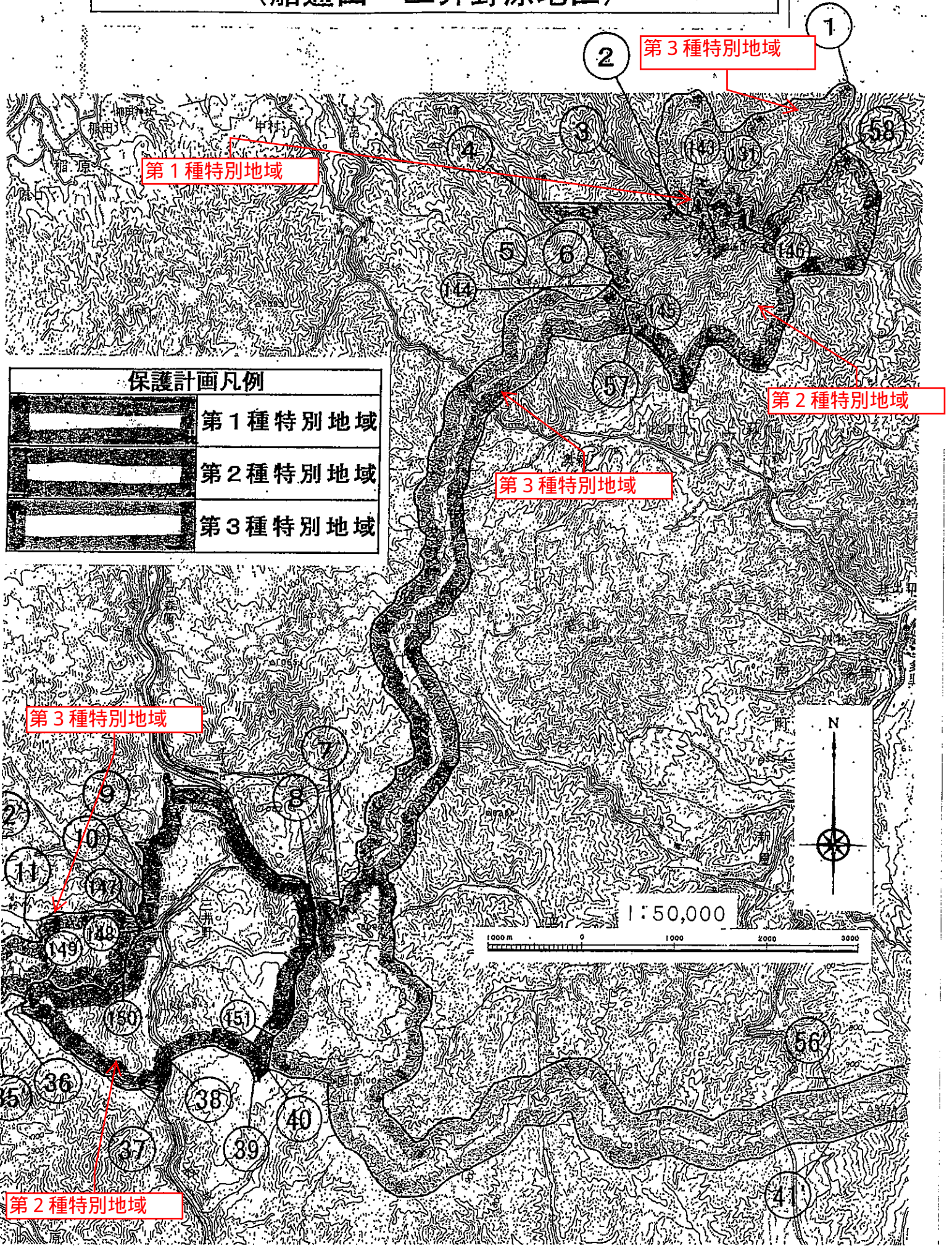
(帝釈峡地区)

1 : 200,000



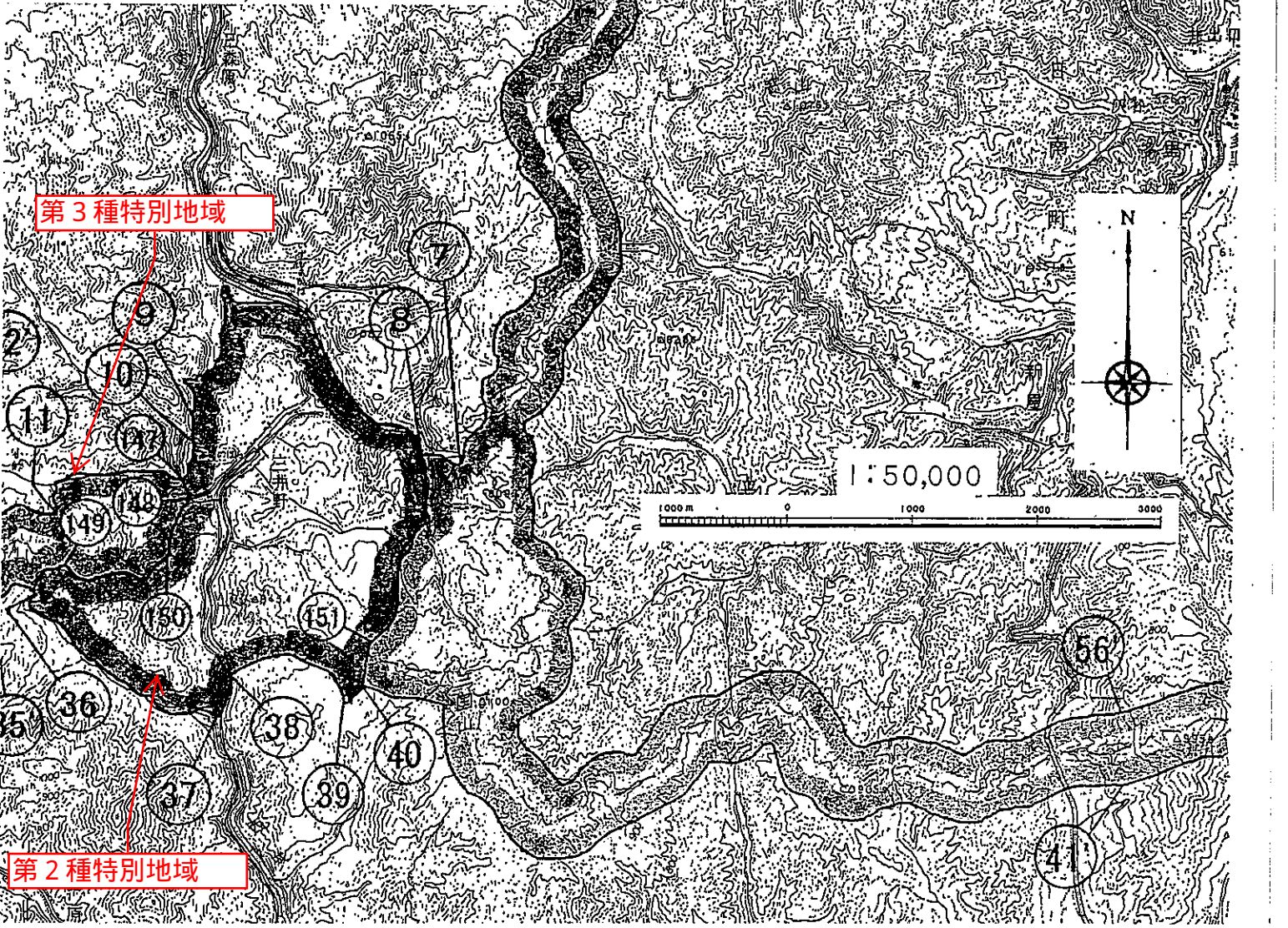


# 比婆道後帝釈国定公園区域図及び保護公園図 (船通山・三井野原地区)



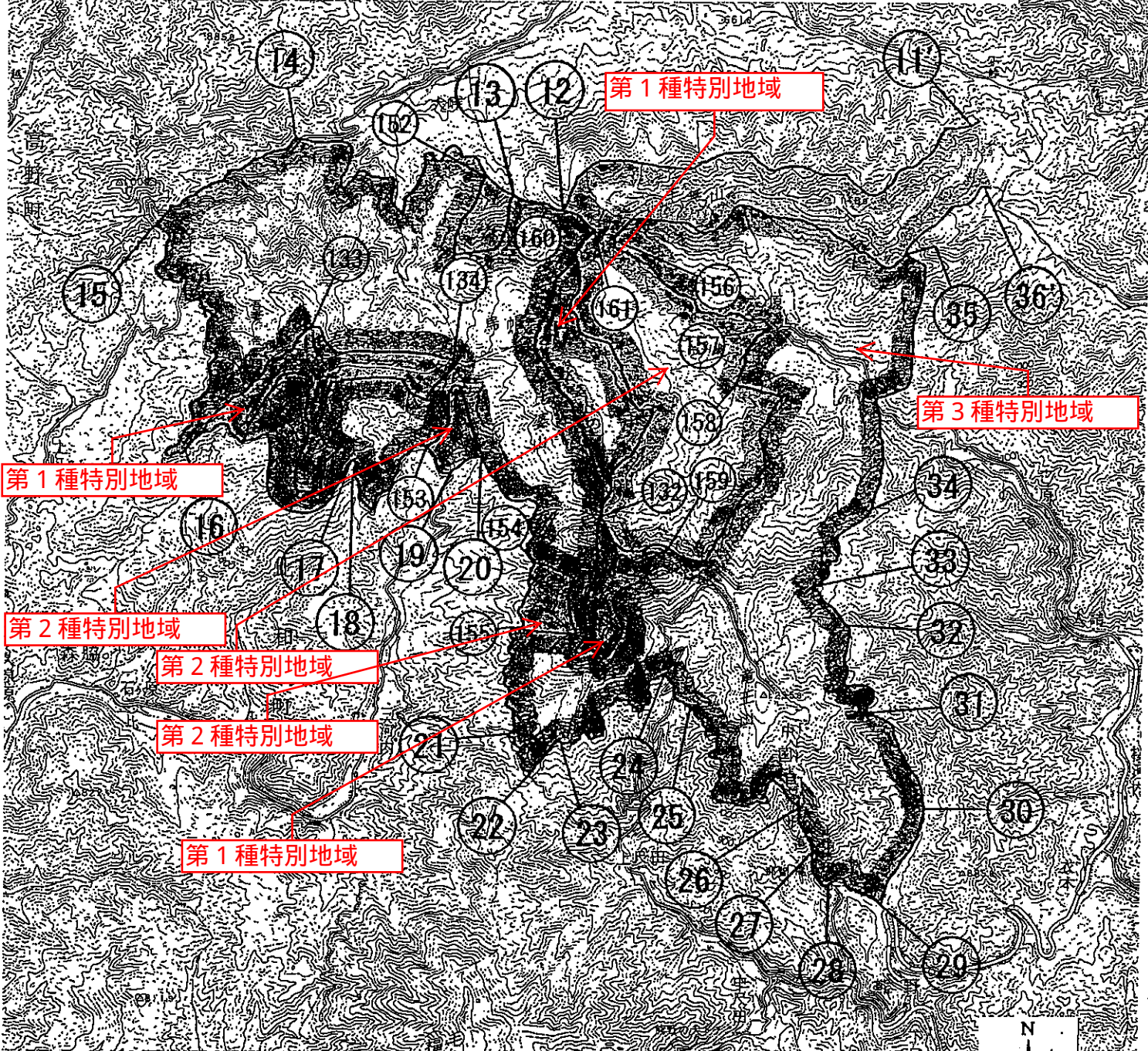
## 保護計画凡例

	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域



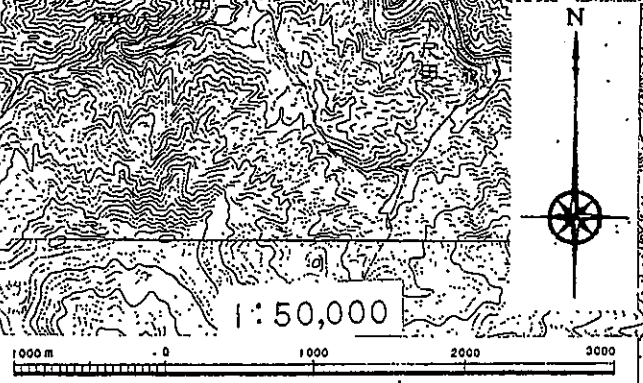


# 比婆道後帝釈国定公園区域図及び保護計画図 (比婆山地区)



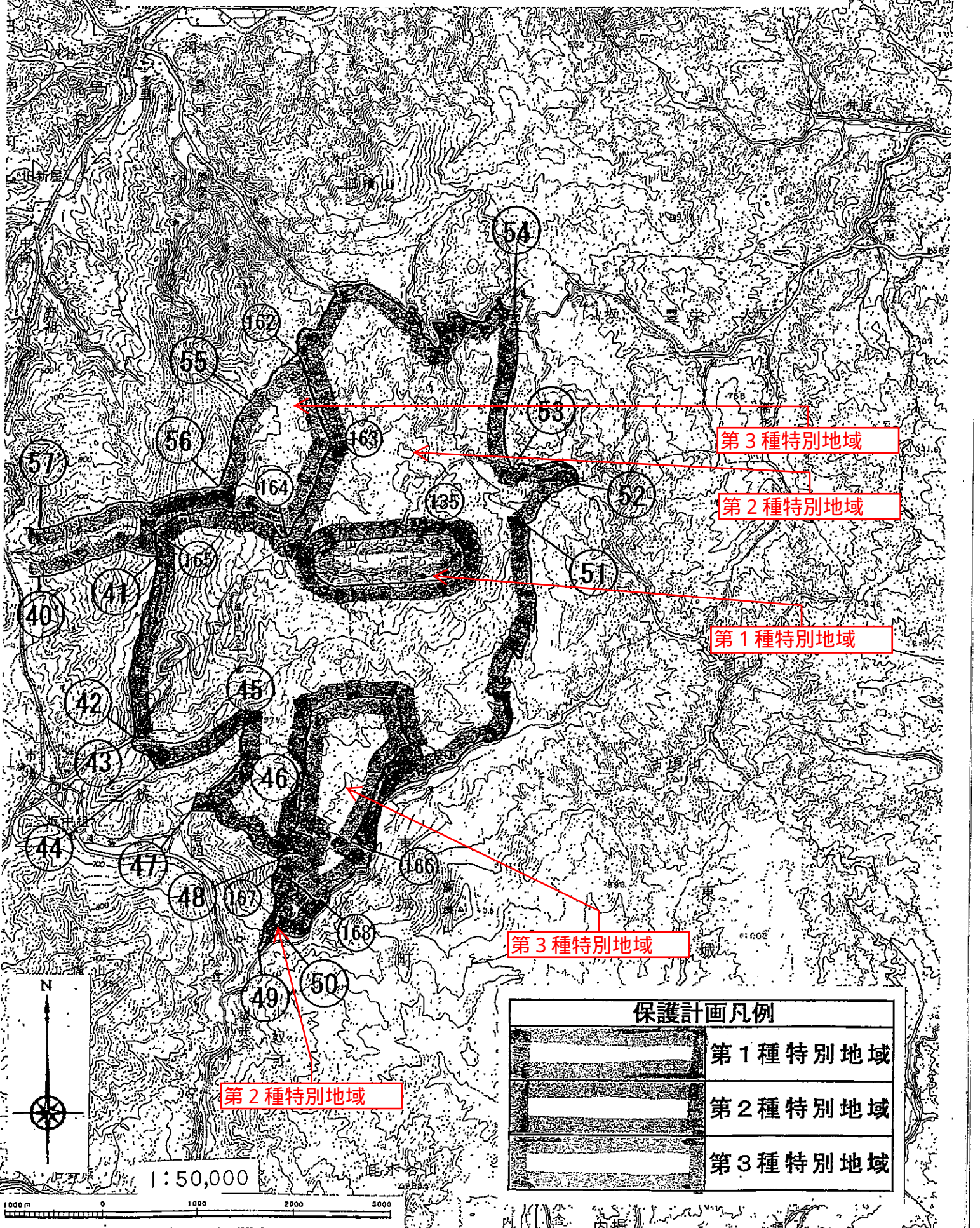
## 保護計画凡例

	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域





# 比婆道後帝釈国定公園区域図及び保護計画図 (道後山地区)



第3種特別地域

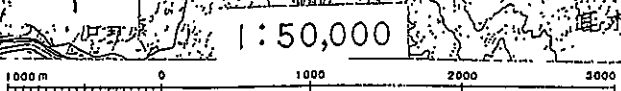
第2種特別地域

第1種特別地域

第3種特別地域

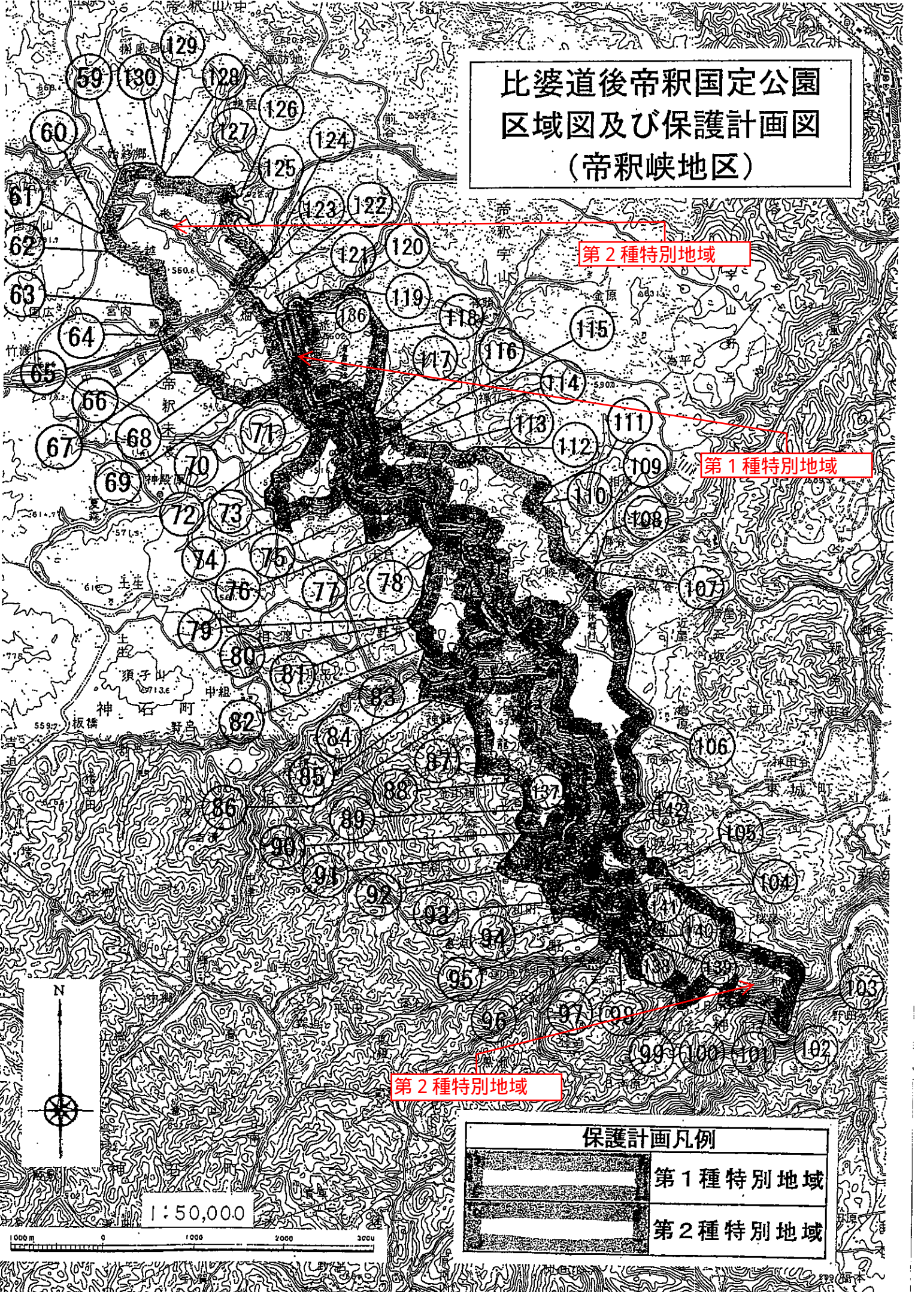
第2種特別地域

保護計画凡例	
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域





# 比婆道後帝釈国定公園 区域図及び保護計画図 (帝釈峡地区)



第2種特別地域

第1種特別地域

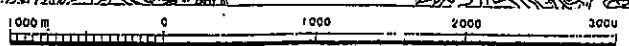
第2種特別地域

## 保護計画凡例

	第1種特別地域
	第2種特別地域



1:50,000



公園区域	
1-2	林班界
2-3	所有別(国・私)界
3-4	稜線界
4-5	道路(車道)敷(含)界
5-6	稜線界
6-7	行政(県)界から線界
7-8	稜線界
8-9	道路(車道)敷(含)界
9-10	見透線界(坂根ダム管理棟とダム管理道)
10-11	道路敷(含)界
11-12	行政(県)界から線界
12-13	道路(車道)敷(含)界
13-14	小班界
14-15	沢筋界
15-16	道路(車道)敷(除)界
16-17	県有地界
17-18	沢筋界
18-19	道路(車道)敷(除)界
19-20	沢筋界
20-21	道路(車道)敷(除)界
21-22	道路(車道)敷(除)界
22-23	稜線界
23-24	等高線(1,000m)界
24-25	県民の森界
25-26	等高線(1,000m)界
26-27	稜線界
27-28	沢筋界
28-29	道路(車道)敷(除)界
29-30	沢筋界
30-31	稜線界
31-32	等高線(1,000m)界
32-33	見透線界(稜線上標高地点と車道)
33-34	道路(車道)敷(含)界
34-35	県民の森界
35-36	行政(県)界から線界
36-37	沢筋界
37-38	河川界(河川敷除)
38-39	沢筋界
39-40	国有林界
40-41	行政(県)界から線界
41-42	道路(車道)敷(除)界
42-43	道路(車道)敷(除)界
43-44	稜線界

44-45	稜線界
45-46	稜線界
46-47	沢筋界
47-48	稜線界
48-49	行政(町)界
49-50	河川界(河川敷除)
50-51	道路(車道)敷(除)界
51-52	道路(車道)敷(除)界
52-53	行政(県)界
53-54	稜線界
54-55	道路(車道)敷(除)界
55-56	鉱区界
56-57	行政(県)界から線界
57-58	稜線界
58-1	行政(県)界
59-60	見透線界(歩車道合流点と車道)
60-61	道路(車道)敷(除)界
61-62	道路(歩道)敷(除)界
62-63	道路(車道)敷(除)界
63-64	道路(歩道)敷(除)界
64-65	道路(車道)敷(除)界
65-66	道路(車道)敷(除)界
66-67	道路(歩道)敷(除)界
67-68	道路(歩道)敷(除)界
68-69	道路(歩道)敷(除)界
69-70	道路(車道)敷(除)界
70-71	道路(車道)敷(除)界
71-72	道路(車道)敷(除)界
72-73	道路(歩道)敷(除)界
73-74	道路(車道)敷(除)界
74-75	河川界(河川敷含)
75-76	道路(歩道)敷(除)界
76-77	道路(車道)敷(除)界
77-78	道路(車道)敷(含)界
78-79	道路(車道)敷(含)界
79-80	道路(車道)敷(除)界
80-81	道路(歩道)敷(除)界
81-82	道路(歩道)敷(除)界
82-83	沢筋界
83-84	道路(車道)敷(除)界
84-85	稜線界
85-86	見透線界(山頂と車道交差点)
86-87	道路(車道)敷(除)界
87-88	道路(車道)敷(除)界

公園区域	
88-89	道路(車道)敷(除)界
89-90	地番界
90-91	道路(車道)敷(除)界
91-92	道路(車道)敷(除)界
92-93	道路(車道)敷(除)界
93-94	道路(歩道)敷(除)界
94-95	道路(歩道)敷(除)界
95-96	見透線界(歩道終端と山頂)
96-97	稜線界
97-98	河川敷界(河川敷含)
98-99	稜線界
99-100	地番界
100-101	道路(歩道)敷(除)界
101-102	稜線界
102-103	河川界(河川敷除)
103-104	稜線界
104-105	道路(車道)敷(除)界
105-106	道路(車道)敷(除)界
106-107	道路(車道)敷(除)界
107-108	道路(車道)敷(除)界
100-101	道路(歩道)敷(除)界
101-102	稜線界
102-103	河川界(河川敷除)
103-104	稜線界
104-105	道路(車道)敷(除)界
105-106	道路(車道)敷(除)界
106-107	道路(車道)敷(除)界
107-108	道路(車道)敷(除)界
108-109	道路(車道)敷(除)界
109-110	沢筋界
110-111	稜線界
111-112	道路(歩道)敷(除)界
112-113	道路(車道)敷(除)界
113-114	道路(歩道)敷(除)界
114-115	沢筋界
115-116	沢筋界
116-117	沢筋界
117-118	沢筋界
118-119	道路(車道)敷(除)界
119-120	道路(車道)敷(除)界
120-121	道路(車道)敷(除)界
121-122	道路(車道)敷(除)界
122-123	沢筋界
123-124	道路(車道)敷(除)界

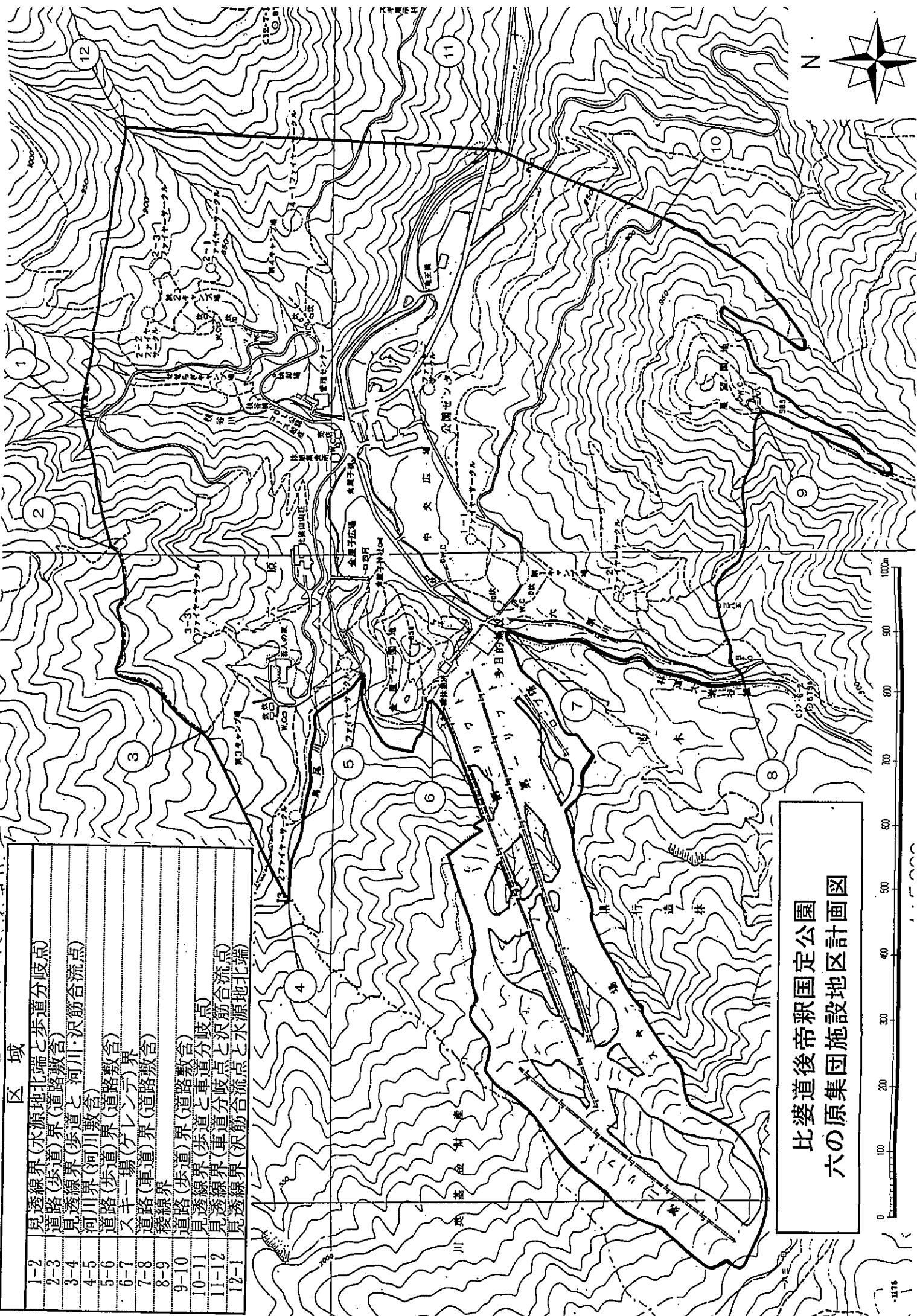
124-125	沢筋界
125-126	河川界(河川敷含)
126-127	沢筋界
127-128	沢筋界
128-129	沢筋界
129-130	沢筋界
130-58	道路(歩道)敷(除)界

第一種特別地域	
131-131	地類界
132-132	地類界
133-134	地類界
134-133	地類界
135-135	道後山岩樋山三町中心半径線界及び道後山岩樋山山頂見透線両側各界
136-137	名勝指定界
137-138	河川中心線から線界
138-139	沢筋界
139-140	河川界(河川敷含)
140-141	沢筋界
141-142	河川中心線から線界
142-136	名勝指定界

第二種特別地域	
58-146	行政(県)界
146-131	林班界
143-3	所有別(国・私)界
3-144	国定公園界
144-145	沢筋界
145-57	稜線界
57-58	国定公園界
8-147	国定公園界
147-148	沢筋界
148-149	稜線界
149-150	行政(県)界
150-36	国有林界
36-151	国定公園界
40-151	国有林界
151-8	沢筋界
12-13	国定公園界
13-152	県行造林界
152-153	国定公園界
153-20	官行造林界
20-154	国定公園界
154-155	官行造林界
155-35	国定公園界
35-156	行政(県)界から線界
156-157	道路(歩道)敷(含)界
157-158	道路(車道)敷(含)界
158-159	県行造林界
160-161	稜線界
161-12	道路(車道)敷(含)界
54-162	国定公園界
162-163	鉱区界
163-164	鉱区界
164-165	行政(県)界
165-41	道路(車道)敷(除)界
41-48	国定公園界
48-166	県行造林界
166-54	国定公園界
167-168	国定公園界
168-167	県行造林界
59-59	国定公園界

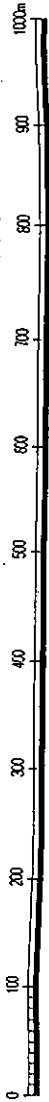
第三種特別地域	
1-3	国定公園界
58-1	国定公園界
144-8	国定公園界
40-41	国定公園界
162-57	国定公園界
147-12	国定公園界
35-36	国定公園界
13-152	国定公園界
153-20	国定公園界
48-167	国定公園界
168-166	国定公園界



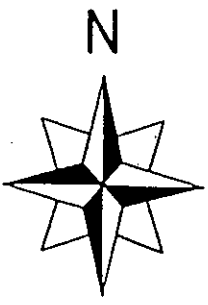
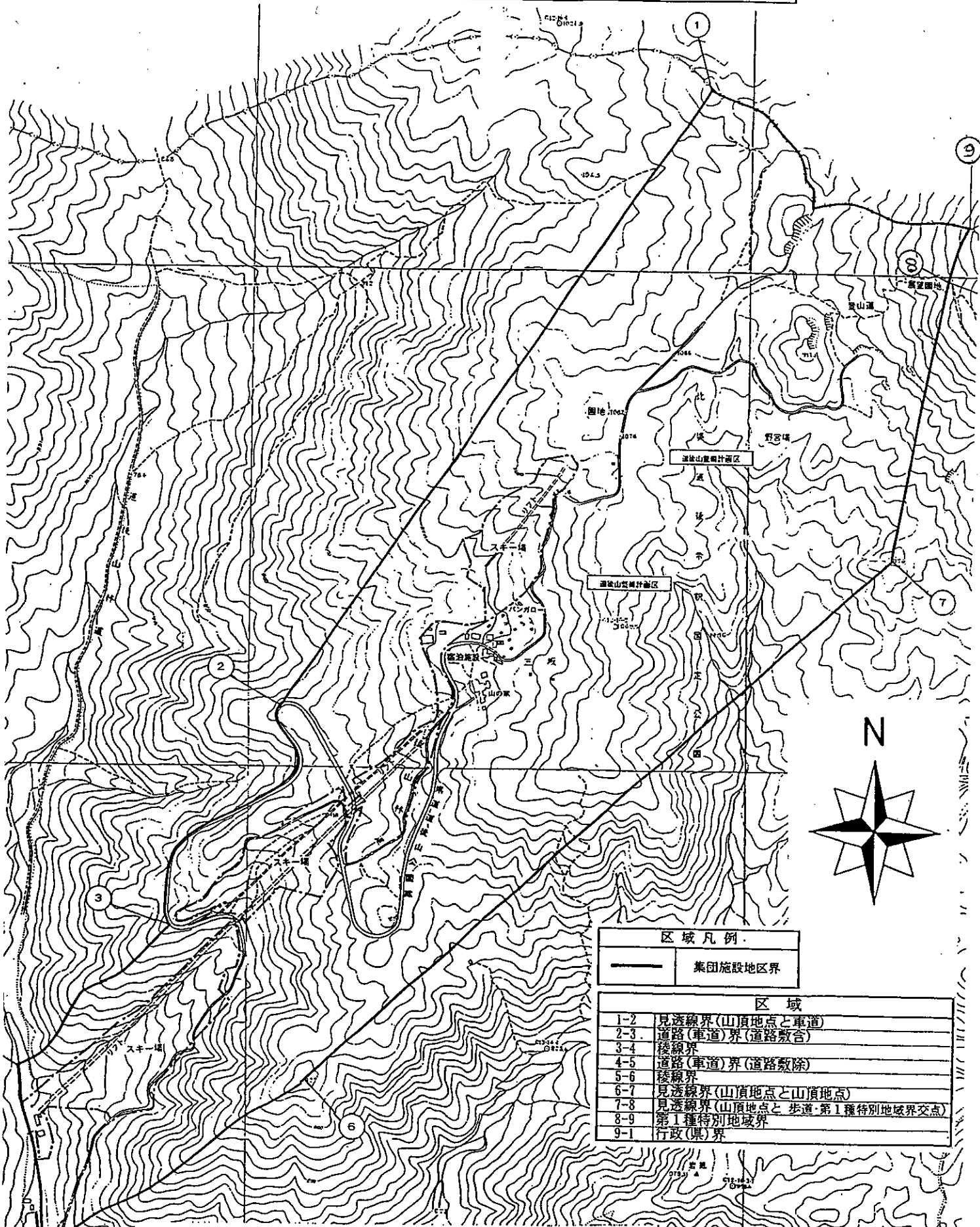


区域	
1-2	見透線界(水源地北端と歩道分岐点)
2-3	道路(歩道)界(道路敷含)
3-4	見透線界(歩道と河川・沢筋合流点)
4-5	河川界(河川敷含)
5-6	道路(歩道)界(道路敷含)
6-7	久手一場(フェンス)界
7-8	道路(車道)界(道路敷含)
8-9	緩線界
9-10	道路(歩道)界(道路敷含)
10-11	見透線界(歩道と車道分岐点)
11-12	見透線界(車道分岐点と沢筋合流点)
12-1	見透線界(沢筋合流点と水源地北端)

比婆道後帝釈国定公園  
六の原集団施設地区計画図

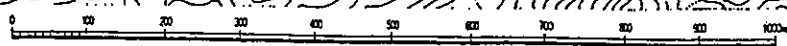


# 比婆道後帝釈国定公園 道後山集團施設地区計画



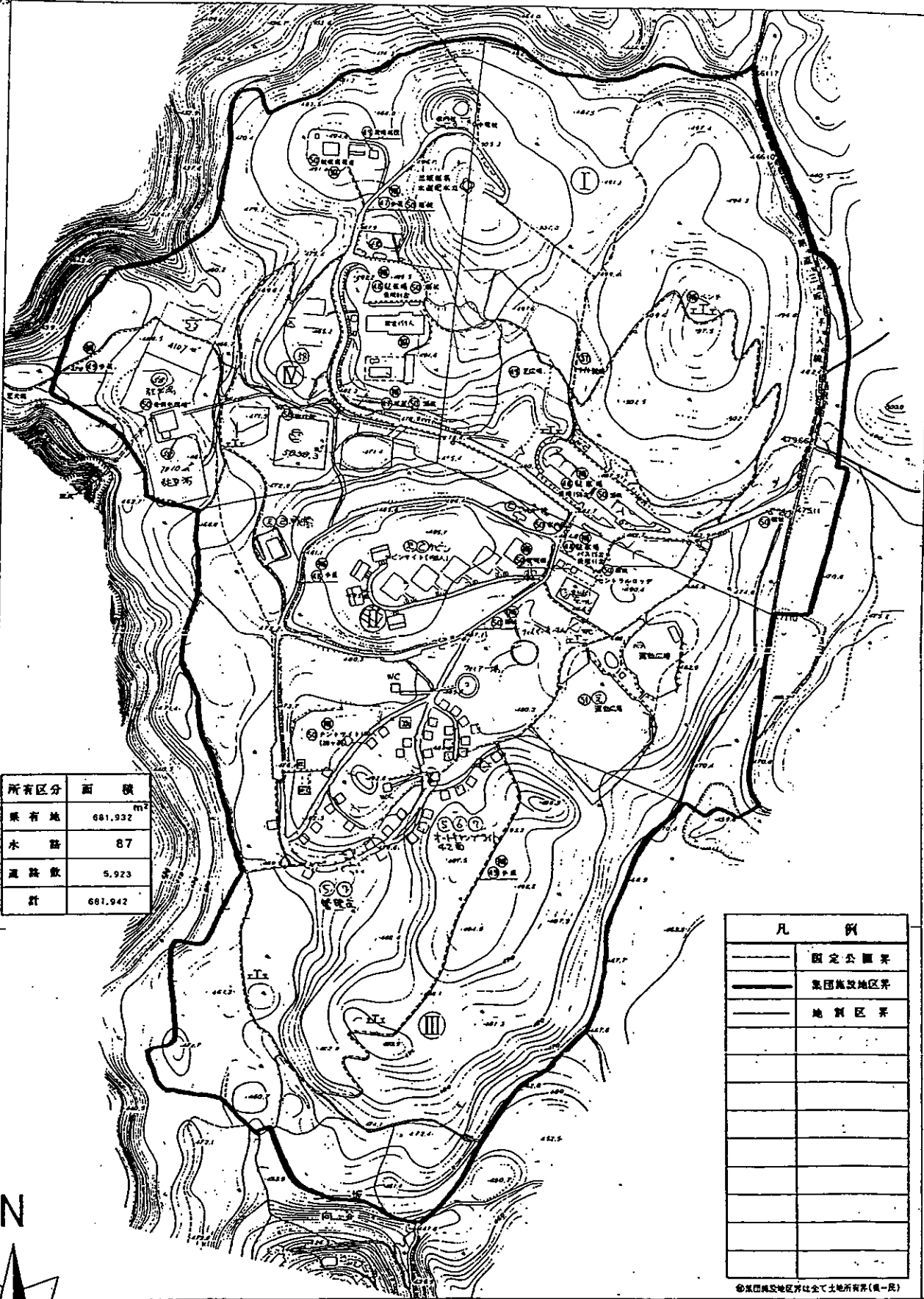
区域凡例	
	集團施設地区界

区域	
1-2	見透線界(山頂地点と車道)
2-3	道路(車道)界(道路敷合)
3-4	稜線界
4-5	道路(車道)界(道路敷除)
5-6	稜線界
6-7	見透線界(山頂地点と山頂地点)
7-8	見透線界(山頂地点と歩道・第1種特別地域界交点)
8-9	第1種特別地域界
9-1	行政(県)界



S=1:10,000

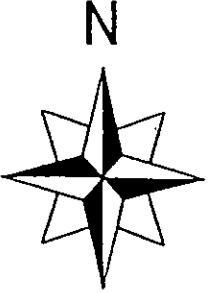
# 比婆道後帝釈国定公園 帝釈峡集団施設地区計画



所有区分	面積
果有地	681.932
水路	87
道路敷	5.923
計	681.942

凡例	
	国定公園界
	集団施設地区界
	地割区界

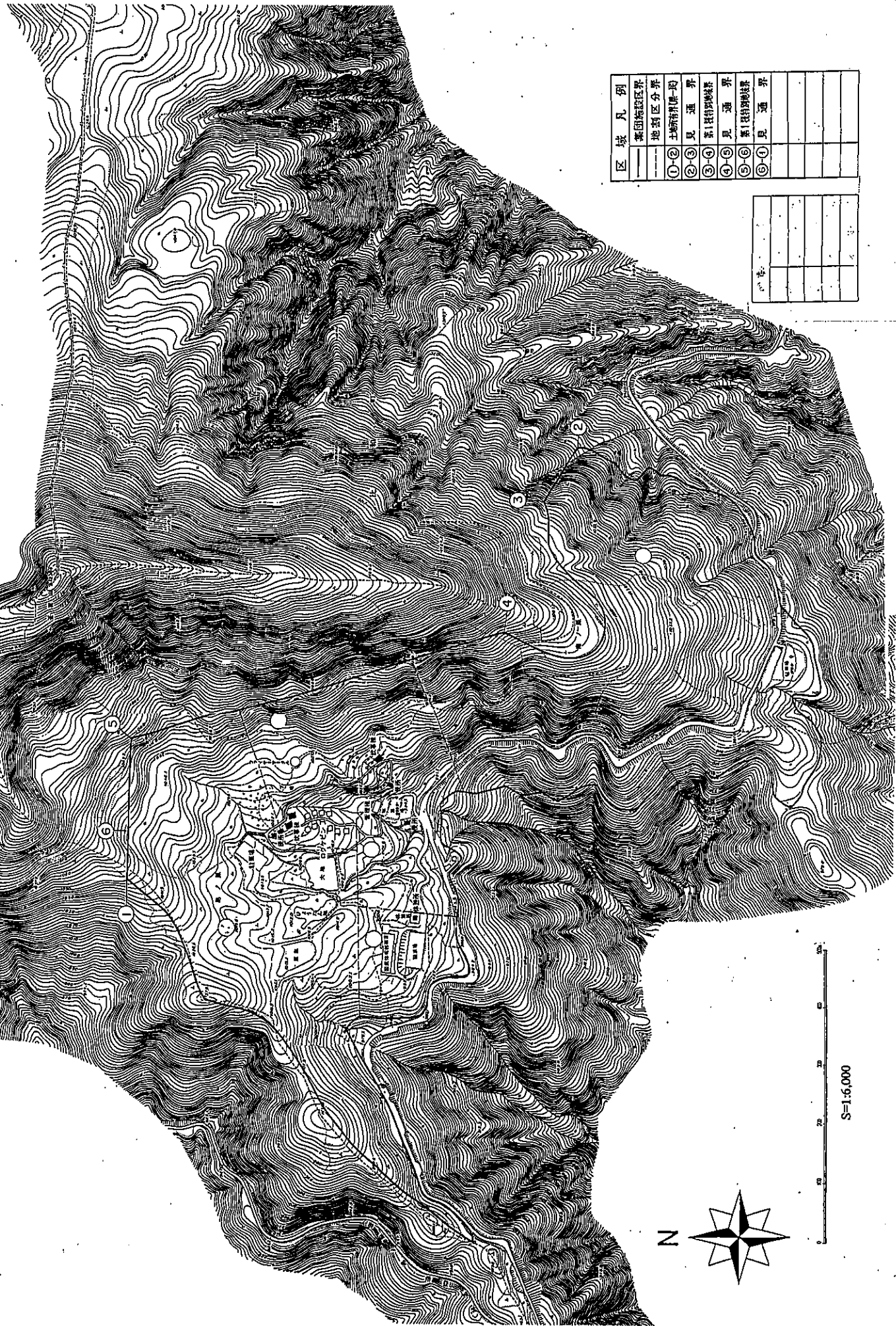
◎集団施設地区界は全て土地所有界(同一氏)



S=1:6000



比婆道後帝釈国定公園  
吾妻山集団施設地区計画



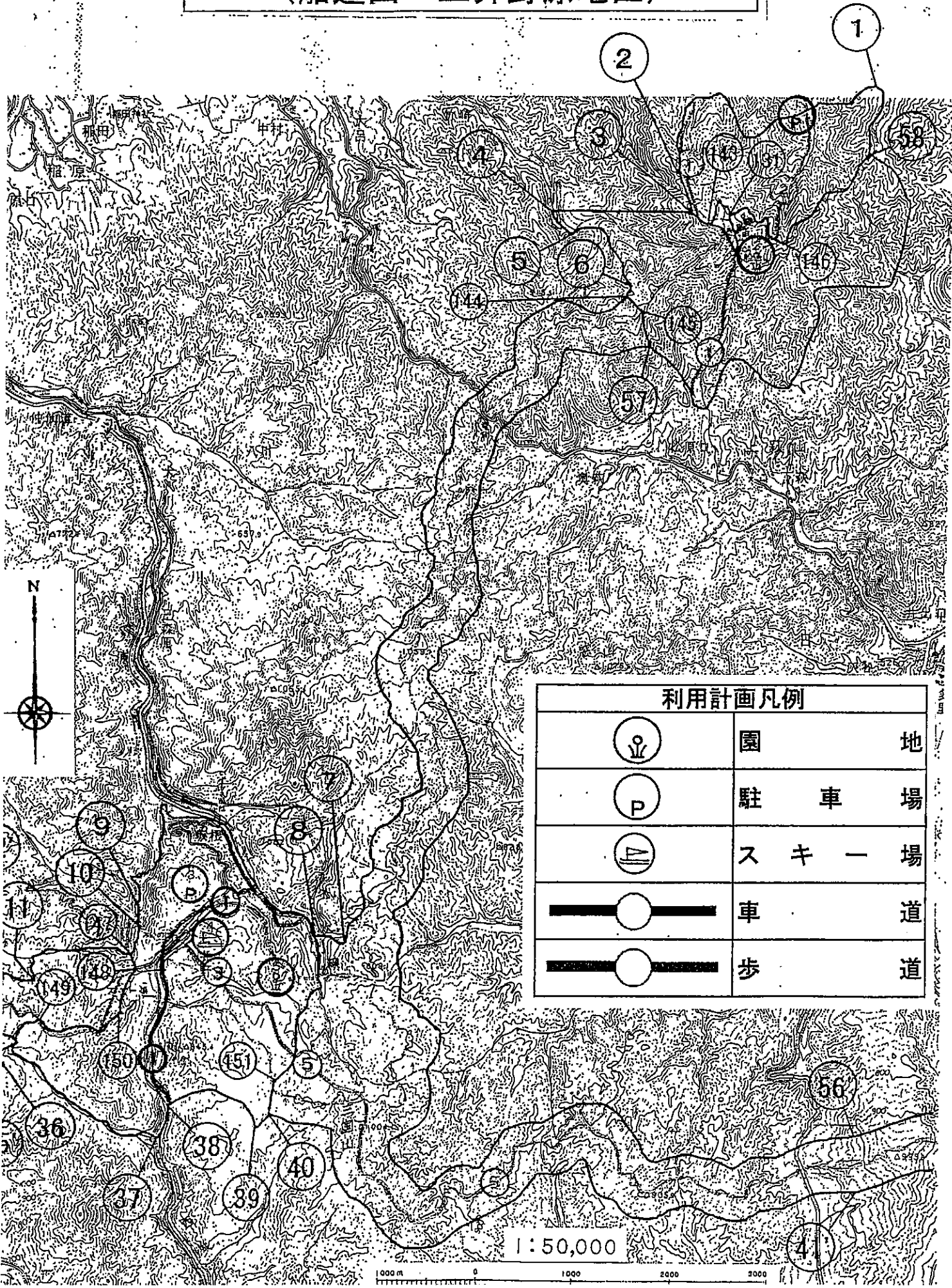
概 田 町

区域凡例	
——	集団施設境界
---	地区区分界
①-②	土砂消通線
②-③	見通界
③-④	第一種消通線
④-⑤	見通界
⑤-⑥	第二種消通線
⑥-①	見通界




S=1:6,000

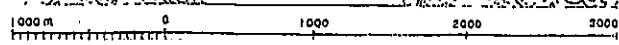
# 比婆道後帝釈国定公園利用計画図 (船通山・三井野原地区)



利用計画凡例

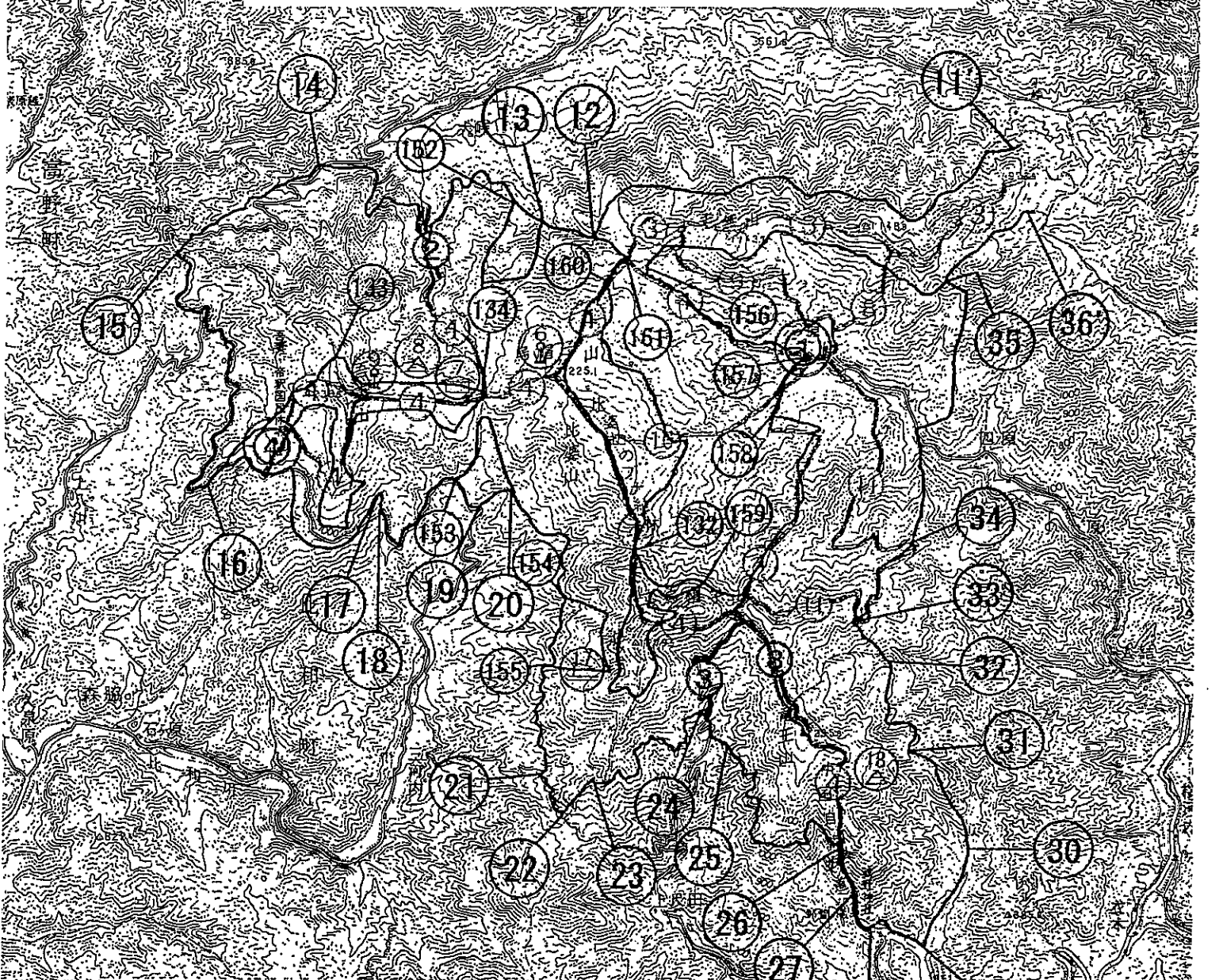
	園	地
	駐	車 場
	ス	キ ー 場
	車	道
	歩	道

1 : 50,000







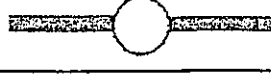


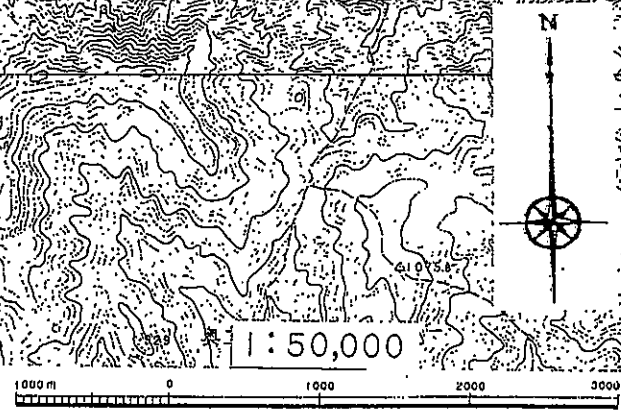


# 比婆道後帝釈国定公園利用計画図 (比婆山地区)



## 利用計画凡例

	集團施設地区
	園 地
	宿 舎
	野 営 場
	ス キ ー 場
	車 道
	歩 道



# 比婆道後帝釈国定公園利用計画図 (道後山地区)



## 利用計画凡例

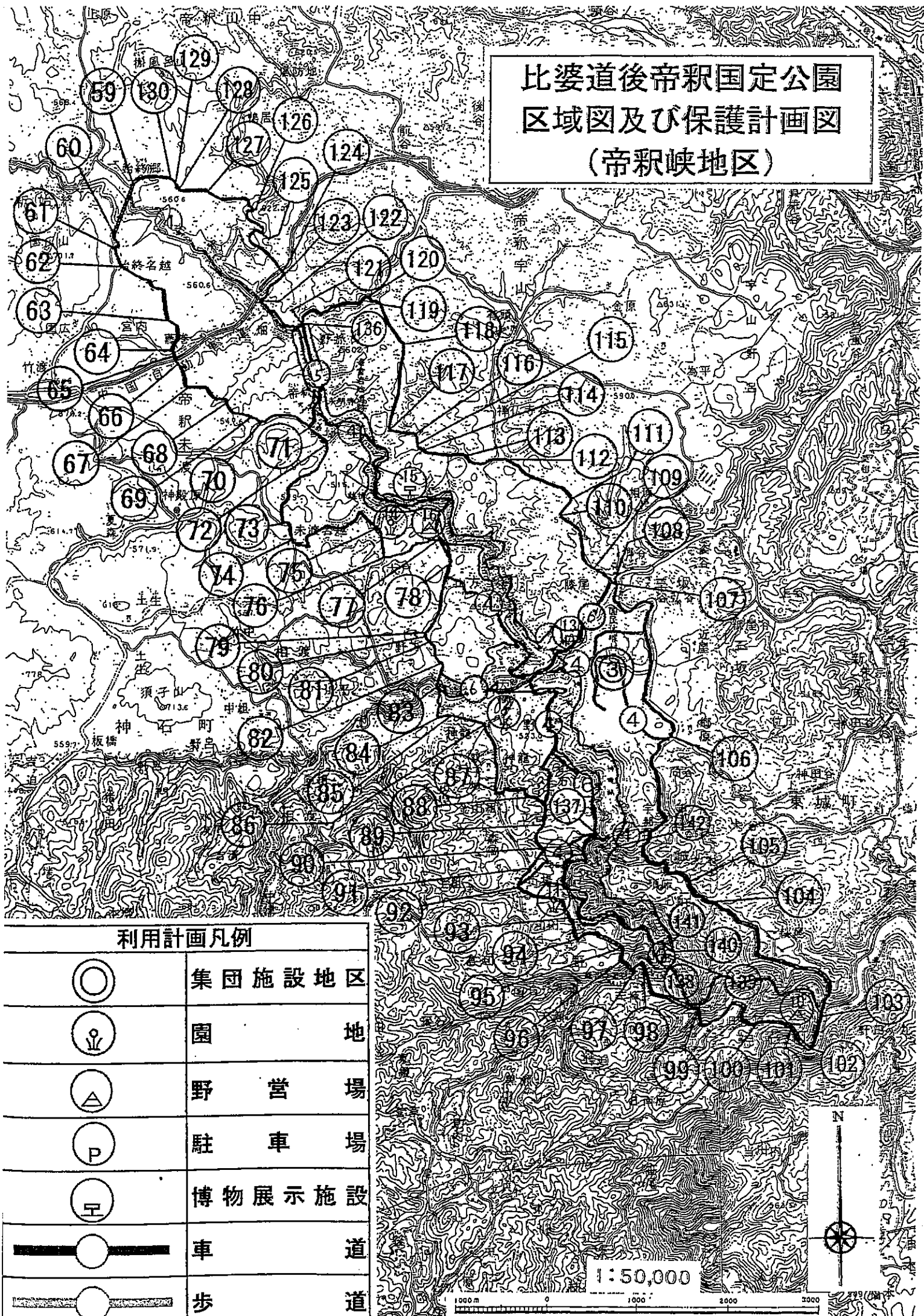
	集団施設地区
	車道
	歩道

1:50,000

0 1000 2000 3000



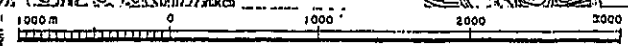
# 比婆道後帝釈国定公園 区域図及び保護計画図 (帝釈峡地区)



## 利用計画凡例

	集團施設地区
	園地
	野營場
	駐車場
	博物展示施設
	車道
	歩道

1:50,000



4 参考資料

(1) 指定植物

特別地域において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

科名	種名
ミズゴケ	ミズゴケ
イワヒバ	ヒモカズラ
キジノオシダ	ヤマソテツ
チャセンシダ	イチョウシダ、クモノスシダ、コタニワタリ
ウラボシ	ヤマネシダ、オシヤグジデンダ
シシラン	タキミシダ
ヒノキ	ミヤマビャクシン (ミヤマハイビャクシン)
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ
タデ	イブキノトラノオ (ホソバイブキトラノオ含む)
キンボウゲ	サンインヤマトリカブト (ダイセントリカブト)、サンヨウブシ (サンヨウトリカブト)、フクジュソウ、ミスミソウ (スハマソウ、ケスハマソウ)、イチリンソウ、キクザキイチリンソウ、タカネハンショウヅル、ガザグルマ、トリガタハンショウヅル、バイカオウレン、サンインシロカネソウ、オキナグサ、ヤマジャクヤク
メギ	サンカヨウ、バイカイカリソウ、トキワイカリソウ
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ケシ	ヤマブキソウ
ユキノシタ	チャルメルソウ、ウメバチソウ、ジンジソウ
バラ	シモツケソウ (アカバナシモツケソウ含む)、テリハキンバイ、シロヤマブキ、キビナワシロイチゴ
フクロソウ	イヨフウロ (シコクフウロ)、ピッチュウフウロ
クロウメモドキ	キビノクロウメモドキ、タイシヤククロウメモドキ
ジンチョウゲ	コショウノキ
グミ	ナツアサドリ
スミレ	オオバキスミレ、ダイセンキスミレ
イワカガミ	イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミ含む)
ウメガサソウ	ウメガサソウ、ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ、マルバノイチヤクソウ
イチヤクソウ	
ツツジ	アカモノ (シロイワハゼ)、シラタマノキ、ヨウラクツツジ、レンゲツツジ (キレンゲ含む)、サイコクミツバツツジ、コバノミツバツツジ、ダイセンミツバツツジ
サクラソウ	サクラソウ
モクセイ	ヤマトレンギョウ
リンドウ	リンドウ
シソ	ミカエリソウ (イトカケソウ)、タジマタムラソウ
ゴマノハグサ	コゴメグサ
スイカズラ	イワツクバネウツギ、オニヒョウタンボク、チョウジガマズミ
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	フクシマシヤジン、ハクサンシヤジン (ナガバシヤジン含む)、サワギキョウ、シデシヤジン

科名	種名
キク	ミヤマヨメナ、ムラクモアザミ、マアザミ（キセルアザミ、ツクデマアザミ）、ヒゴタイ、オオタラコウ、オオニガナ、ヒメヒゴタイ、キクアザミ、コウリンカ、サワオグルマ、クシバタンポポ、イワヤクシソウ
ユリ	ネバリノギラン、アサツキ、ヤマラッキョウ、シライトソウ、スズラン、カタクリ、ショウジョウバカマ、ササユリ、コオニユリ、イワショウブ、エイレイソウ、アマナ
アヤメ	ノハナショウブ
ツユクサ	アオイカズラ
イネ	タイシャクカモジ、コメススキ
サトイモ	ヒメザゼンソウ
カヤツリグサ	ダイセンスゲ
ラン	サルメンエビネ、ギンラン、キンラン、サイハイラン、シュンラン（ホクロ）、クマガイソウ、カキラン、ツチアケビ、オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ミヤマウズラ、サギソウ、ジガバチソウ、クモキリソウ、ジンバイソウ、ミズチドリ、オオバノトンボソウ、トキソウ、ショウキラン

## (2) 過去の経緯

### ア 公園区域

昭和38年 7月24日 区域指定（厚生省告示第329号）

### イ 保護計画

昭和38年 7月24日 特別地域及び特別保護地区の指定  
（厚生省告示第330、331号）

### ウ 利用計画

昭和38年 7月24日 利用計画の決定（厚生省告示第330号）  
 昭和42年 5月 9日 利用計画の追加（島根県告示第430号）  
 昭和47年10月18日 利用計画の追加（環境庁告示第47号）  
 昭和52年 4月 8日 利用計画の追加（広島県告示第256号）  
 昭和52年 6月 1日 利用計画の一部変更（環境庁告示第29号）  
 昭和55年 8月11日 利用計画の追加（環境庁告示第39号）  
 昭和57年 8月 2日 利用計画の追加（広島県告示第804号）  
 昭和63年 3月11日 利用計画の追加（広島県告示第248号）  
 平成 元年 1月17日 利用計画の追加（島根県告示第36号）  
 平成 2年 3月26日 利用計画の追加（広島県告示第383号）  
 平成 2年10月4日 利用計画の追加（広島県告示第1019号）  
 平成 4年 8月26日 利用計画の変更（環境庁告示第65号）  
 平成10年 8月24日 利用計画の変更（環境庁告示第48号）

(3) 公園区域及び公園計画の変更一覧

ア 公園区域及び保護規制計画

公園区域及び保護規制計画の変更は次のとおりである。

(表14：公園区域及び保護規制計画変更表)

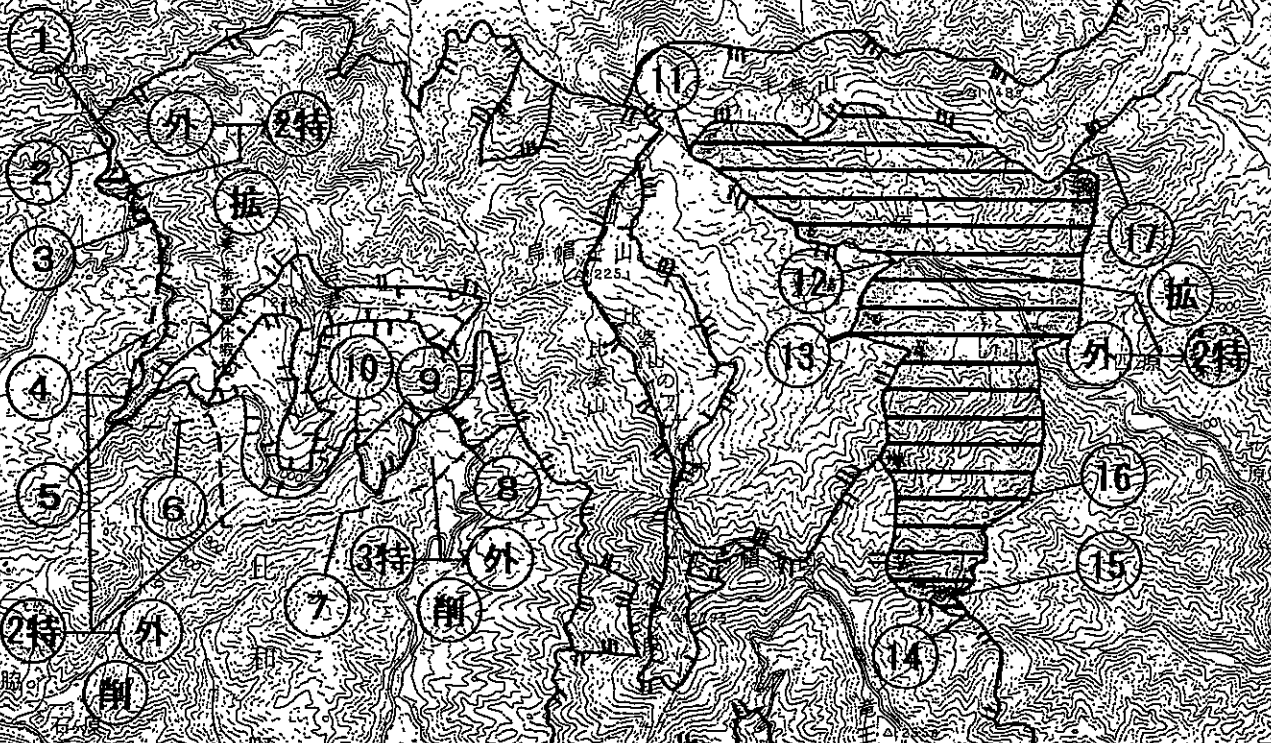
番号	変更内容	位置
1	公園区域外 ↓ 第2種特別地域	広島県比婆郡西城町大字油木の一部
2	公園区域外 ↓ 第2種特別地域	広島県比婆郡比和町大字森脇の一部
3	第2種特別地域 ↓ 公園区域外	広島県比婆郡比和町大字森脇の一部
4	第2種特別地域 ↓ 公園区域外	広島県比婆郡比和町大字森脇の一部
5	第2種特別地域 ↓ 公園区域外	広島県比婆郡比和町大字森脇の各一部
6	第3種特別地域 ↓ 公園区域外	広島県比婆郡比和町大字三河内の一部



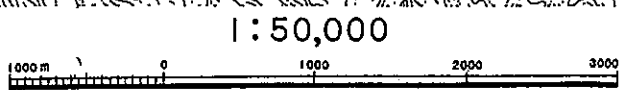
変 更 理 由	面積 (ha)
<p>県民の森を公園区域に編入し、現行公園区域と一体的な保護及び利用を図るため、区域を拡張するもの。</p>	<p>3 8 5            ( 国 - )            ( 公 378 )            ( 私 7 )</p>
<p>現行区域界である道路の存在が不明確であり、公園区域の明確化を図るため、区域界を近傍の道路による道路界に変更したため、区域を拡張するもの。</p>	<p>6            ( 国 - )            ( 公 - )            ( 私 6 )</p>
<p>現行区域界である道路の存在が不明確であり、公園区域の明確化を図るため、区域界を近傍の道路による道路界に変更したため、区域を削除するもの。</p>	<p>△1            ( 国 - )            ( 公 - )            ( 私 △1 )</p>
<p>現行区域界である道路の存在が不明確であり、公園区域の明確化を図るため、区域界を近傍の道路による道路界に変更したため、区域を削除するもの。</p>	<p>△12            ( 国 - )            ( 公 - )            ( 私 △12 )</p>
<p>現行区域界である道路の存在が不明確であり、公園区域の明確化を図るため、区域界を近傍の道路による道路界に変更したため、区域を削除するもの。</p>	<p>△47            ( 国 - )            ( 公 - )            ( 私 △47 )</p>
<p>現行区域界である道路の存在が不明確であり、公園区域の明確化を図るため、区域界を近傍の道路による道路界に変更したため、区域を削除するもの。</p>	<p>△4            ( 国 △4 )            ( 公 - )            ( 私 - )</p>
<p>変更部分面積計</p>	<p>3 2 7            ( 国 △4 )            ( 公 378 )            ( 私 △47 )</p>
<p>変更前特別地域面積計</p>	<p>7, 8 0 8            ( 国 285 )            ( 公 240 )            ( 私 7, 283 )</p>
<p>変更後特別地域面積計</p>	<p>8, 4 1 6            ( 国 475 )            ( 公 1, 602 )            ( 私 6, 339 )</p>

※変更前後と変更部分の面積の違いは、再計測による。

# 保護規制計画変更図 (比婆山地区)



公園区域変更	
①-②	道路界・旧道路界
②-③	道路界・旧道路界
③-④	道路界・稜線界
④-⑤	道路界
⑤-⑥	見透線界
⑥-⑦	道路界
⑦-⑧	見透線界
⑧-⑨	道路敷(除)界
⑨-⑩	沢筋界
⑩-⑮	県有地界
①-⑫	道路敷(含)界
⑫-⑬	道路敷(含)界
⑬-⑭	稜線界
⑭-⑯	見透線界
⑮-⑯	道路敷(含)界
⑯-⑰	県民の森界
⑰-⑱	行政(県)界から 250m線界



イ 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 集団施設地区

①次の集団施設地区を追加する。

(表 1 5 : 集団施設地区追加表)

番号	名称	区 域	計 画 目 標
1	六の原	広島県比婆郡 西城町 大字油木の一部	<p>比婆山山麓の六の原とその周辺地区で構成され、広島県立県民の森の中心地として比婆山地区の利用拠点となっている。周辺には1,000m級の比婆山連峰が連なり、「比婆山のブナ純林」をはじめとする自然度の高い落葉広葉樹が広く分布している。また、積雪は量、質ともに恵まれた条件を備えている。これらの特性を活かして、自然探勝・自然教育・山岳スポーツ等を対象とする野外活動の場としての拠点性を拡充し、4季型で滞在型の利用の促進を図るものとする。</p>

整備計画区 及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)			旧計画との 関係
六の原整備計画区	様々な野外・レクリエーション活動の地区とする。公園施設として、既存の公益施設である県民の森公園センター、宿泊施設、野営場及び園地を含め、公園機能の拡充を図る。野営場（オートキャンプ場）、駐車場、遊歩道の整備を行ない、機能の増進を図る。また、スキー場の整備を行ない、冬季利用の推進を図る。	105.3			新規
道路 (車道・歩道)	県民の森内の主要道路として整備し、本集団施設地区へのアクセス機能の向上を図るとともに、利用者の散策等に資する道路を整備する。				
給排水施設	集水施設、上水道の整備や排水施設の整備を行なう。				
面積計		国	公	私	
		0.0	105.3	0.0	
		105.3			

②次の集団施設地区を次のとおり変更する。

(表16：集団施設地区区域変更表)

番号	区分	名称	変更部分の区域
3	縮小	帝釈峽	広島県比婆郡東城町大字三坂の一部

(表17：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標
3	帝釈峽	広島県神石郡神石町 大字相渡及び大字永野 の各一部 広島県比婆郡東城町 大字三坂の一部	<p>帝釈峽中央部の石灰岩台地上に位置して、水平面での展望地点を有している。峽谷内には犬瀬を中心に民間施設の集積がみられ、これらと連携しながら休暇村としての機能を分担して、相互に利用拠点を形成している。</p> <p>周辺には名勝指定の帝釈峽や古代人の遺跡も多く、自然休養・自然探勝・自然観察等とともに、地域の特性を活かしたキャンプ・スポーツ等を対象とした整備を進め、総合的な滞在型の利用拠点の形成を図るものとする。</p> <p>なお、中国自動車道等の交通網整備により利用圏域が著しく拡大し、利用者のニーズが多様化しているため、整備にあたってはこれらにも留意するものとする。</p>

③次の集団施設地区を削除（解除）する。

(表18：集団施設地区（解除）表)

番号	名称	変更部分の区域
1	池ノ段	広島県比婆郡西城町大字熊野及び大字油木の各一部

変 更 理 由	変更面積 (h a)	変更後面積 (h a)
集団施設地区の面積の再計測を行ったため。	△2.8	68.8

整備計画区 及び基盤施設	整 備 方 針	面積 (ha)			旧計画との 関 係
帝釈峡整備計画 区	様々な野外・レクリエーション活動の地区とし、宿泊利用の拠点とする。野営場における炊事棟の整備、大型車等の駐車場の整備を行ない、機能の増進を図る。また、既存施設(進入路等)の整備や管理棟等の維持修繕を行ない、新たな利用の推進を図る。	68.8			昭和38.7.24 厚生省告示 第330号  昭和47.10.18 環境庁告示 第47号 区域指定, 詳細計画
給排水施設	給水施設や排水施設の整備を行なう。				
面 積 計		国	公	私	
		0.0	68.8	0	
		68.8			

変 更 理 由	旧計画との関係
計画位置は、この地域の風致景観を保全する上で重要な場所に該当しているため、公園計画から削除する。	一般計画 昭和38.7.24 厚生省告示 第330号

(イ) 単独施設

①次の単独施設を追加する。

(表19：単独施設追加表)

番号	種類	区間
10	野営場	広島県神石郡油木町(和宗)
11	園地	広島県神石郡神石町(永野)
14	園地	広島県比婆郡東城町(帝釈未渡)
17	野営場	広島県比婆郡西城町(熊野)

②次の単独施設を削除する。

(表20：単独施設削除表)

番号	種類	区間
2-2	休憩所	島根県仁多郡横田町(竹崎・鳥上滝)
2-4	宿舎	島根県仁多郡横田町(八川・三井野原)
2-5	休憩所	島根県仁多郡横田町(八川・三井野原)
2-9	休憩所	島根県仁多郡横田町(大馬木・薩地)
2-11	園地	島根県仁多郡横田町(大馬木・大峠)
1-1	スキー場	広島県比婆郡西城町(油木・県民の森)

整備方針	旧計画との関係
和宗地区の利用拠点として野営場を整備する。	新規
永野地区の利用拠点として園地を整備する。	新規
帝釈峡の利用拠点として園地を整備する。	新規
竜王山の利用者のための野営場を整備する。	池ノ段集団施設地区の削除に伴い、単独施設を追加

告示年月日	理由
昭和42.5.9 島根県告示第430号	実態上利用がなく、整備の必要性に乏しいため。
昭和42.5.9 島根県告示第430号	現状以上の利用が見込めず、整備の必要性に乏しいため。
昭和42.5.9 島根県告示第430号	同地区の園地事業と統合するため。
昭和42.5.9 島根県告示第430号	近隣に類似施設が存在しているため。
昭和42.5.9 島根県告示第430号	現状以上の利用が見込めず、整備の必要性に乏しいため。
昭和52.4.8 広島県告示第256号	県民の森の区域追加に伴い、六の原集団施設地区として整備するため。



(ウ) 道路

①次の車道を追加する。

(表21: 道路(車道) 追加表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
3	竜王山線	起点—広島県比婆郡西城町 (熊野・国定公園境界) 終点—広島県比婆郡西城町 (油木・竜王山)	立烏帽子駐車場

②次の車道を変更する。

(表22: 道路(車道) 変更表)

現 行			
番号	路線名	区 間	告示年月日
3	大峠大膳原線	起点—島根県仁多郡横田町 (大馬木・国定公園境界) 終点—広島県比婆郡西城町 (森脇・大膳原)	昭和38.7.24 厚生省告示 第330号

③次の車道を削除する。

(表23: 道路(車道) 削除表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
3	大峠上尺田線	起点—島根県仁多郡横田町 (大馬木・国定公園境界) 終点—広島県比婆郡西城町 (熊野・竜王山)	池ノ原 池ノ段

整備方針	旧計画との関係
竜王山、立烏帽子山への連絡ルートとして整備する。	新規

新		規			
番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	変更里油
2	大峠線	起点－島根県仁多郡横田町 (大馬木・国定公園境界) 終点－島根県仁多郡横田町 (大馬木・三の渡)		吾妻山利用者 のための道路 ルートとして 整備する。	風致景観への 影響を考慮 し、県道終点 までのルート とする。

告示年月日	理由
昭和38.7.24 厚生省告示 第330号	横町五ノ畑線及び林道吾妻池ノ原線が機能を代替しているため、削除する。

④次の歩道を追加する。  
(表24: 道路(歩道)追加表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
8	六の原伊良谷山線	起点-広島県比婆郡西城町(六の原・集団施設地区) 終点-広島県比婆郡西城町 (伊良谷山東・歩道分岐点)	
9	六の原毛無山線	起点-広島県比婆郡西城町(六の原・集団施設地区) 終点-広島県比婆郡西城町(毛無山西・歩道分岐点)	
10	六の原比婆山線	起点-広島県比婆郡西城町(六の原・集団施設地区) 終点-広島県比婆郡西城町(比婆山・歩道合流点)	
11	六の原立烏帽子山線	起点-広島県比婆郡西城町(六の原・集団施設地区) 終点-広島県比婆郡西城町 (立烏帽子駐車場北・中国自然歩道合流点)	

⑤次の歩道を次のとおり変更する。  
(表25: 道路(歩道)変更表)

現 行				
番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日
2	船通山出雲峠線	起点-鳥取県日野郡日南町及び島根県仁多郡横田町(船通山・歩道分岐点) 終点-島根県仁多郡横田町及び広島県比婆郡西城町(出雲峠・国定公園境界)	三井野原	平成4.8.26 環境庁告示第65号
3	中国自然歩道線	起点-島根県仁多郡横田町(大峠・国定公園境界) 終点-広島県比婆郡西城町(熊野・国定公園境界) 起点-島根県仁多郡横田町及び広島県比婆郡比和町(烏帽子山西鞍部・歩道分岐点) 終点-島根県仁多郡横田町及び広島県比婆郡比和町(吾妻山・歩道合流点) 起点-広島県比婆郡西城町(烏帽子山・歩道分岐点) 終点-広島県比婆郡西城町(出雲峠・国定公園境界) 起点-広島県比婆郡西城町(四ノ原・国定公園境界) 終点-広島県比婆郡西城町(四ノ原・歩道合流点) 起点-広島県比婆郡東城町(帝釈美渡・国定公園境界) 終点-広島県神石郡神石町(山方・国定公園境界) 起点-広島県神石郡神石町(犬瀬・歩道分岐点) 終点-広島県比婆郡東城町(向谷・国定公園境界) 起点-広島県比婆郡東城町(宇那田・国定公園境界) 終点-広島県神石郡神石町(市場・国定公園境界)	烏帽子山 比婆山 竜王山 吾妻山 休暇村 神竜湖 帝釈峡 休暇村 野方	平成4.8.26 環境庁告示第65号  平成10.8.24 環境庁告示第48号

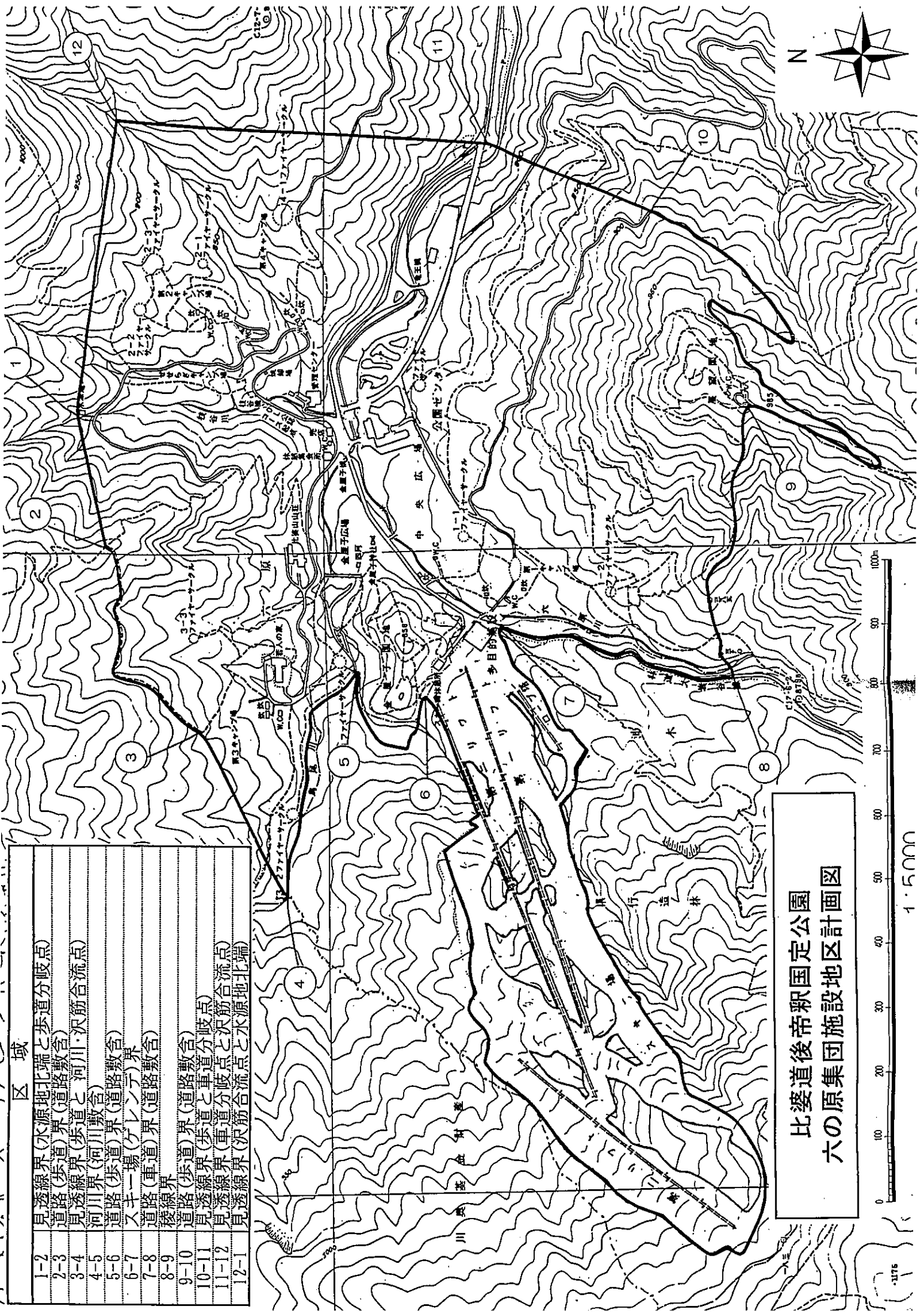
整備方針	旧計画との関係
県民の森内の周遊機能を有する歩道として整備する。	新規
県民の森内の周遊機能を有する歩道として整備する。	新規
県民の森内の周遊機能を有する歩道として整備する。	新規
県民の森内の周遊機能を有する歩道として整備する。	新規

変 更 後					
番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	変更理由
3	三井野 原出雲 峠線線	起点一島根県仁多郡横田町 (八川・三井野原) 終点一島根県仁多郡横田町及び広島 県比婆郡西城町 (森脇・三の渡)	毛無山	国定公園を縦 走するため整 備する。	実態上利用が なく、整備の 必要性に乏し い区間を削除 したため。
4	中国自然 歩道	起点一島根県仁多郡横田町 (大峠・国定公園境界) 終点一広島県比婆郡西城町 (熊野・国定公園境界) 起点一島根県仁多郡横田町及び広島 県比婆郡比和町 (烏帽子山西鞍部・歩道分岐点) 終点一島根県仁多郡横田町及び広島 県比婆郡比和町 (吾妻山・歩道合流点) 起点一広島県比婆郡西城町 (烏帽子山・歩道分岐点) 終点一広島県比婆郡西城町 (出雲峠・国定公園境界)  起点一広島県比婆郡東城町 (帝釈美渡・国定公園境界) 終点一広島県神石郡神石町 (山方・国定公園境界) 起点一広島県神石郡神石町 (大瀬・歩道分岐点) 終点一広島県比婆郡東城町 (向谷・国定公園境界) 起点一広島県比婆郡東城町 (宇那田・国定公園境界) 終点一広島県神石郡神石町 (市場・国定公園境界)	烏帽子山 比婆山 竜王山 吾妻山 山休 龍湖 帝釈 峡 村 野 方	中国自然歩道 として整備す る。	公園区域の追 加に伴い一部 区間を追加し たため。

⑤次の歩道を削除する。  
 (表26：道路(歩道)削除表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
4	船通山三国山線	起点—島根県仁多郡横田町 (大馬木・国定公園境界) 終点—広島県比婆郡西城町 (熊野・竜王山)	池ノ原 池ノ談

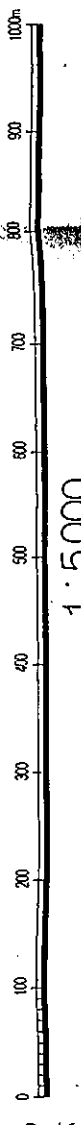
告示年月日	理 由
昭和38.7.24 厚生省告示 第330号	三井野原道後山線の歩道が、機能を代替しているため、削除する。



区域

1-2	見透線界(水源地北端と歩道分岐点)
2-3	道路(歩道)界(道路敷含)
3-4	見透線界(歩道と河川・沢筋合流点)
4-5	河川界(河川敷含)
5-6	道路(歩道)界(道路敷含)
6-7	スキー場(ゲレンデ)界
7-8	道路(車道)界(道路敷含)
8-9	稜線界
9-10	道路(歩道)界(道路敷含)
10-11	見透線界(歩道と車道分岐点)
11-12	見透線界(車道分岐点と沢筋合流点)
12-1	見透線界(沢筋合流点と水源地北端)

比婆道後帝釈国定公園  
六の原集団施設地区計画図



# 利用施設計画変更図 (船通山・三井野原地区)




2-2 鳥上滝休憩所 (削除)

2 船通山出雲峠線 (区間、名称変更)

2-4 三井野原宿舎 (削除)

2-5 三井野原休憩所 (削除)

## 利用施設計画凡例

	宿 舎
	休 憩 所
	歩 道

4 船通山三国山線 (削除)

N

1000 m



# 利用施設計画変更図 (比婆山地区)

4 中国自然歩道 (変更)

8 六の原伊良谷山線 (追加)

9 六の原毛無山線 (追加)

2 大峠線 (区間短縮、名称変更)  
(旧) 大峠大膳原線

3 大峠上尺田線 (削除)

2-9 蔭地休憩所 (削除)

2-11 大峠園地 (削除)

1 六の原集団施設地区 (追加)

1-1 県民の森スキー場 (削除)

10 六の原比婆山線 (追加)

1 池ノ段集団施設地区 (削除)

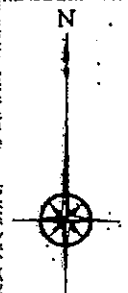
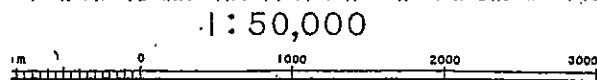
11 六の原立烏帽子山線 (追加)

3 竜王山線 (追加)

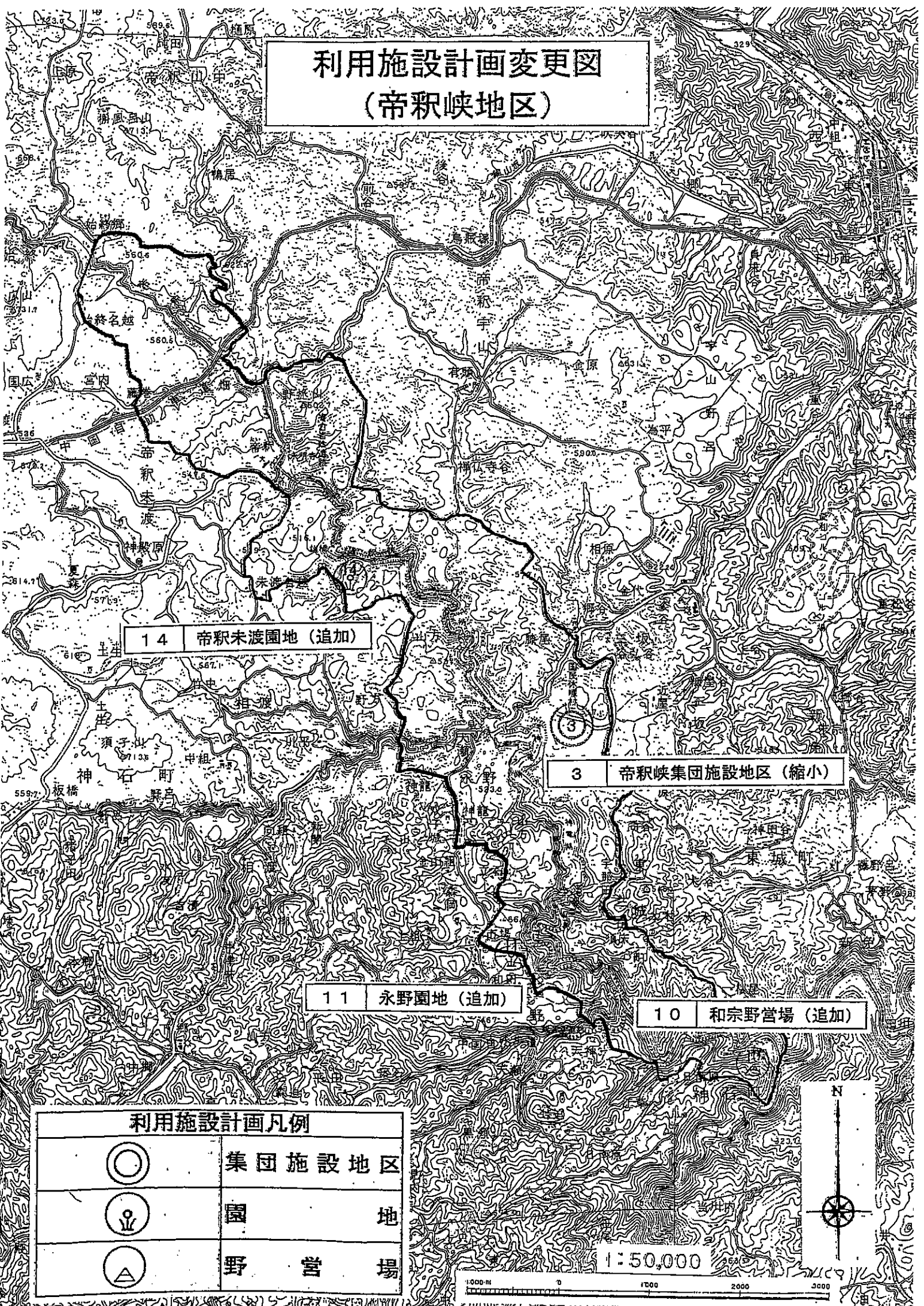
17 熊野野営場 (追加)

## 利用施設計画凡例

	集団施設地区
	園地
	休憩所
	野営場
	スキー場
	車道
	歩道



# 利用施設計画変更図 (帝釈峡地区)






14 帝釈未渡園地 (追加)

3 帝釈峡集団施設地区 (縮小)

11 永野園地 (追加)

10 和宗野営場 (追加)

利用施設計画凡例	
	集団施設地区
	園地
	野営場

